

第 14 号議案 令和 7 年度 長崎市一般会計予算

目 次		説明書 記載頁
1 福祉部 当初予算比較表	P 3	
2 多機関型包括的支援体制構築事業費（3. 1. 1）	P 4～10	（P 156～157）
3 長崎市社会福祉協議会に対する助成等一覧表	P 11～12	（P 130～131） （P 156～159） （P 162～165） （P 174～175）
4 介護給付費（障害者自立支援給付費）（3. 1. 2）	P 13～15	（P 158～159）
5 訓練等給付費（障害者自立支援給付費）（3. 1. 2）	P 16～18	（P 158～159）
6 障害児通所給付費（障害児通所等給付費）（3. 1. 2）	P 19～20	（P 158～159）
7 障害福祉センター運営費（3. 1. 2）	P 21～26	（P 160～161）
8 福祉と企業の虹の架け橋フェスタ開催費（3. 1. 2）	P 27～32	（P 160～161）
9 授産製品販売促進費（3. 1. 2）	P 33～35	（P 160～161）
10 【補助】障害者福祉施設整備事業費補助金		
生活介護事業所（3. 1. 2）	P 36～39	（P 162～163）
11 【補助】障害者福祉施設整備事業費補助金		
共同生活援助事業所（3. 1. 2）	P 40～43	（P 162～163）
12 【補助】障害者福祉施設整備事業費補助金		
放課後等デイサービス（3. 1. 2）	P 44～48	（P 162～163）

13	【単独】障害者福祉施設整備事業費		
	障害福祉センター（3. 1. 2）	P 49～52	（P 162～163）
14	成年後見制度利用支援費（3. 1. 2、3. 1. 3）	P 53～58	P 158～159 P 164～165
15	高齢者交通費助成費（3. 1. 3）	P 59～60	（P 164～165）
16	避難行動要支援者支援費（3. 1. 3）	P 61～63	（P 164～165）
17	高齢者施設開設準備費補助（3. 1. 3）（債務負担行為）	P 64～67	（P 340～341）
18	高齢者福祉施設整備事業費補助		
	小規模多機能型居宅介護事業所（3. 1. 3）（債務負担行為）	P 68～70	（P 340～341）
19	高齢者福祉施設整備事業費補助		
	認知症対応型共同生活介護事業所（3. 1. 3）（債務負担行為）	P 71～73	（P 340～341）
20	高齢者福祉施設整備事業費補助		
	地域密着型特別養護老人ホーム（3. 1. 3）（債務負担行為）	P 74～76	（P 340～341）
21	物価高騰対応重点支援給付金給付事業費（給付金）（3. 1. 10）	P 77～80	（P 170～173）
22	物価高騰対応重点支援給付金給付事業費（事務費）（3. 1. 10）	P 81～82	（P 170～173）

福 祉 部
令和 7 年 2 月

福祉部 当初予算比較表(人事課所管の給与費を除く)

(単位：千円)

款 項 目		令和7年度 当初予算額	令和6年度 当初予算額	増減額	増減率
3 民生費		32,275,465	34,226,410	▲ 1,950,945	▲ 5.70%
	1 社会福祉費	32,275,465	34,226,410	▲ 1,950,945	▲ 5.70%
	1 社会福祉総務費	211,567	207,245	4,322	2.09%
	2 障害者福祉費	20,724,980	18,931,211	1,793,769	9.48%
	3 高齢者福祉費	2,487,292	2,469,721	17,571	0.71%
	5 民生委員費	133,852	124,028	9,824	7.92%
	8 介護保険事業費	7,435,389	7,224,737	210,652	2.92%
	10 住民税非課税世帯等 に対する臨時特別給 付金費	1,282,385	5,269,468	▲ 3,987,083	▲ 75.66%
合 計		32,275,465	34,226,410	▲ 1,950,945	▲ 5.70%

予 算 説 明 書					事 業 名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
156～157	3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	5-1	多機関型包括的支援体制 構築事業費	千円 39,166

1 事業概要

少子高齢化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化などが進み、福祉ニーズも多様化、複雑化してきている中で、高齢、障害、子育て、生活困窮など福祉分野に関連する複合的な課題にワンストップで対応する相談窓口を設置し、地域における各相談支援機関等との連携体制の構築、不足する社会資源についての検討及び新たな資源の創出に向けて取り組むとともに、地域の福祉課題について必要に応じ相談支援機関等と連携して対応することで、地域を包括的に支える体制づくりに取り組む。

なお、令和6年度からは、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築のために創設された、社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業」として実施しており、属性を問わない相談の受け止めや、社会とのつながりや制度の狭間への対応、世代や属性を超えて交流できる居場所の確保など、これらを一体的に実施する重層的な支援体制を引き続き整備するもの。

2 事業内容

市内2か所に「多機関型地域包括支援センター」を設置し、それぞれに配置する相談支援包括化推進員（社会福祉士 3名×2か所）が、以下の（ア）から（カ）までの業務を行う。

（ア）相談者等に対する支援の実施

（イ）地域における各相談支援機関等との連携体制の構築

（ウ）相談支援包括化推進会議（重層的支援会議、支援会議等）の開催

（エ）地域住民の相談を受け止める体制づくり

（オ）地域における福祉課題の把握及び解決に向けた検討

（カ）新たな社会資源の創出に向けた取り組み

【設置場所】

- ・北多機関型地域包括支援センター（琴海地域包括支援センター内）
- ・南多機関型地域包括支援センター（大浦地域包括支援センター内）

【事業費内訳】

区 分	金 額(千円)	主な内訳
委託料	39, 005	多機関型包括的支援体制構築事業運営委託料 【内訳】人件費 33, 348千円 物件費 5, 657千円
その他経費	161	全国研修、ブロック別研修に係る旅費
合計	39, 166	

【令和7年度の主な取組み】

1.相談支援

- ・ワンストップ窓口として相談を受け入れ、複合的な課題を抱えている、社会的孤立、制度の狭間にある等の理由により包括的な支援を必要とする人(8050、ダブルケア、障害が疑われる者、ゴミ屋敷など)の支援
- ・相談支援包括化推進会議(重層的支援会議、支援会議等)の実施
- ・多分野の相談支援機関の役割や事例を共有する研修会等の開催
- ・関係機関や庁内各課との連携

2.参加支援

- ・制度の狭間により生じる社会的孤立の防止に向けた取組(高校での居場所カフェ、中学校での居場所づくり)
- ・個別支援や相談支援包括化推進会議を通して既存の支援制度以外の社会資源の検討(例:南部地域での多分野が集まる相談支援包括化推進会議)

3.地域づくりに向けた支援

- ・相談支援包括化推進会議(地域課題の把握・ネットワーク機能構築・地域づくりのための資源の開発機能)
- ・市民への周知(リーフレット・相談窓口紹介のパンフレット「こねくと」の配布・HPへの動画掲載)
- ・相談機関、専門職への周知(専門職向け事例集「福祉の懸け橋」の配布)

3 実 績

1 個別相談実績

【単位:人】

区 分	前年度からの 継続支援者数①			新規支援者数②			支援者総数 (①+②)			
	南多 機関	北多 機関	計	南多 機関	北多 機関	計	南多 機関	北多 機関	計	月 平均
令和4年度	38	39	77	178	192	370	216	231	447	37.3
令和5年度	68	45	113	162	182	344	230	227	457	38.1
令和6年度 (12月末時点)	84	46	130	175	206	381	259	252	511	56.8

2 相談支援包括化推進会議の開催実績

区 分	主 催 (回)	参 加 (回)	合計(回)		参加者数 (人)
				(月平均)	
令和4年度	92	77	169	(14.1)	1,863
令和5年度	53	93	146	(12.2)	1,454
令和6年度 (12月末時点)	26	86	112	(12.4)	952

4 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※	県支出金※	地方債	その他	一般財源
千円 39, 166	千円 19, 583	千円 9, 791	千円 -	千円 -	千円 9, 792

※ 重層的支援体制整備事業交付金（国庫補助率 1／2、県補助率 1／4）

重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。
 ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
 ○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)

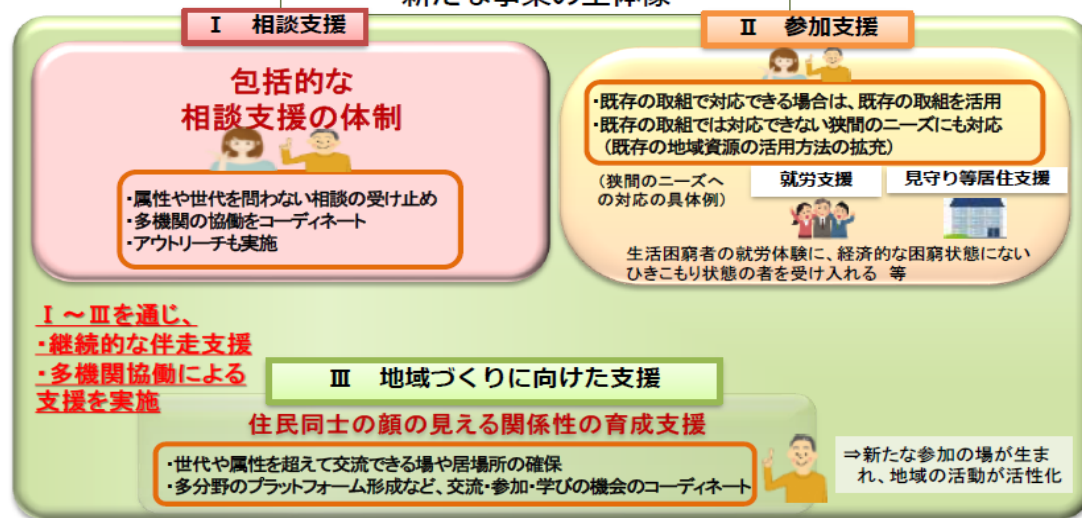
社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
 ○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
 ○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**



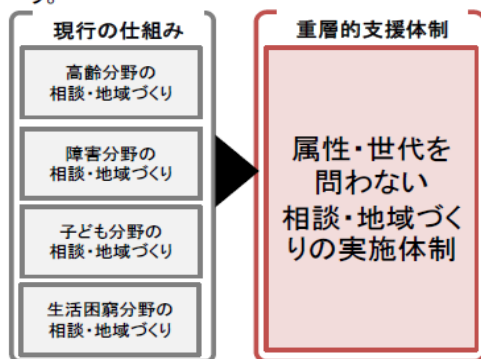
令和3年4月1日施行

新たな事業の全体像



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。



厚生労働省作成資料

5 参 考

重層的支援体制整備事業として実施する事業

	分野	国の事業名	長崎市			事業費負担割合
			業務名	予算科目	所管課	
相談支援	高齢	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営） （介護保険法第115条の45第2項第1～3号）	地域包括支援センターにおいて実施する次の業務 ○総合相談支援業務 ○権利擁護業務 ○包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 上記業務にかかる地域包括支援センターとの連携	3款1項3目	福祉部 高齢者すこやか支援課 各総合事務所 地域福祉課	国 38.5/100 都道府県 19.25/00 市町村 19.25/100 一号保険料 23/100
	障害	障害者相談支援事業 （障害者総合支援法第77条第1項第3号）	○基幹相談支援センター事業（※1） ○住宅入居等支援（居住サポート）事業 ○障害者相談支援事業（※2）	3款1項2目	福祉部 障害福祉課	国 50/100 以内 都道府県 25/100 以内
	子育て	利用者支援事業 （子ども・子育て支援法第59条第1号）	こども家庭センター運営	3款2項1目	こども部 子育てサポート課 中央総合事務所 地域福祉課	こども家庭センター型 国 2/3 都道府県 1/6
					こども部 子育てサポート課	妊婦等包括相談支援事業型 国 1/2 都道府県 1/4
	困窮	生活困窮者自立相談支援事業 （生活困窮者自立支援法第3条第2項）	生活困窮者自立相談支援事業 （長崎市生活支援相談センターによる相談支援）	3款1項1目	中央総合事務所 生活福祉2課	国 3/4
地域づくり	高齢	一般介護予防事業 （介護保険法第115条の45第1項第2号）のうち 厚生労働大臣が定めるもの	○地域活動支援事業 （1）介護予防ボランティア養成事業 （2）地域支援ボランティアポイント事業 ○生活介護支援サポーター事業 （1）高齢者ふれあいサロンサポーター養成事業 （2）施設ボランティア養成講座	3款1項3目	福祉部 高齢者すこやか支援課 各総合事務所 地域福祉課	国 25/100 都道府県 12.5/100 市町村 12.5/100 一号保険料 23/100 二号保険料 27/100
		生活支援体制整備事業 （介護保険法第115条の45第2項5号）	生活支援体制整備事業	3款1項3目	福祉部 地域包括ケアシステム推進室	国 38.5/100 都道府県 19.25/100 市町村 19.25/100 一号保険料 23/100
	障害	地域活動支援センター事業 （障害者総合支援法第77条第1項9号）	地域活動支援センター事業（※3）	3款1項2目	福祉部 障害福祉課	国 50/100 以内 都道府県 25/100 以内
	子育て	地域子育て支援拠点事業 （子ども・子育て支援法第59条第9号）	子育て支援センター運営費補助事業	3款2項1目	こども部 こども政策課	国 1/3 都道府県 1/3
	困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業 （「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」3- （4）-ス-（オ））	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	3款1項1目	中央総合事務所 生活福祉2課	国 1/2
参加支援	新たな機能	参加支援	多機関型包括的支援体制構築事業	3款1項1目	福祉部 地域包括ケアシステム推進室	国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4
アウトリーチ等を通じた継続的支援						
多機関協働						
支援プラン作成 ※支援プラン作成は、多機関協働と一体的に実施						
相談支援						

※1 基幹相談支援センター事業については、機能強化事業のみが交付金算定の事業

※2 障害者相談支援事業（市内5箇所に設置）については、財源が地方交付税のため、交付金算定の対象外

※3 地域活動支援センター事業については、基本事業の財源が地方交付税のため、機能強化事業のみが交付金算定の事業

長崎市社会福祉協議会に対する助成等一覧表（令和7年度当初予算）

1 補助金

区 分			令和7年度 当初予算① (千円)	令和6年度 当初予算② (千円)	増 減 ① - ② (千円)	備 考	予算説 明書記 載頁	
社会福祉総務費	長崎市社会福祉協議会補助金（3・1・1）	内	事務局職員人件費	136,493	132,024	4,469	本所 計 22 (22) 名 ・ プロパー 16 (16) 名 110,173 (105,770) 千円 ・ 再雇用 2 (2) 名 9,504 (9,460) 千円 ・ 市OB嘱託 2 (2) 名 9,893 (9,821) 千円 ・ 嘱託 2 (2) 名 6,923 (5,566) 千円 給与改定や昇給などによる増 5,876千円 地域福祉計画策定にかかる時間外の減 ▲1,407千円	157
			地域福祉活動推進事業	708	708	-	地区社協助成金@12,000×59地区	
		訳	社会福祉会館維持管理	7,572	7,570	2		
			総合相談支援事業	768	768	-		
			会長報酬等	2,502	2,620	▲ 118		
			事務費	9,889	9,889	-		
			合 計	157,932	153,579	4,353		

2 委託事業

区 分		令和7年度 当初予算① (千円)	令和6年度 当初予算② (千円)	増 減 ① - ② (千円)	備 考	予算説明書記 載頁
男女共同 参画 推進費	女性つながりサポート事業費 (2. 1. 13)	13, 621	12, 023	1, 598	市内全域	131
社会福祉 総務費	生活困窮者自立支援費 (3. 1. 1)	4, 398	4, 314	791	市内全域	157
	生活困窮者自立相談支援費 (3. 1. 1)	42, 374	41, 667			
障害 福祉課	成年後見制度利用支援費 (3. 1. 2)	4, 247	946	3, 301	市内全域 中核機関職員を増員することによる増	159
高齢者 福祉費	成年後見制度利用支援費 (3. 1. 3)	5, 391	3, 784	1, 607	市内全域 中核機関職員を増員することによる増	165
	生活支援体制整備事業費 (3. 1. 3)	22, 105	22, 038	67	市内全域	163
	老人福祉センター・老人憩の家運営費 (3. 1. 3)	16, 851	13, 116	3, 735	香焼地区 指定管理更新による指定管理委託料の増	165
児童福祉 総務費	ファミリー・サポート・センター運営費 (3. 2. 1)	11, 004	7, 010	3, 994	市内全域	175
介護保険事 業特別会計	総合支援配食サービス事業費 (4. 1. 1)	-	152	▲152	琴海地区 琴海支所の配食サービス廃止による皆減	43
	成年後見制度利用支援事業費 (4. 2. 2)	7, 300	5, 292	2, 008	市内全域 中核機関職員を増員することによる増	45
	要介護者配食サービス事業費 (4. 2. 2)	-	273	▲273	琴海地区 琴海支所の配食サービス廃止による皆減	47
合 計		127, 291	110, 615	16, 676		

3 総計（1＋2）

区 分	令和7年度 当初予算① (千円)	令和6年度 当初予算② (千円)	増 減 ①-②=③ (千円)	増 減 率 ③ ÷ ② (%)
金 額	285, 223	264, 194	21, 029	7. 96%

予 算 説 明 書					事 業 名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
158～159	3 民生費	1 社会福祉費	2 障害者福祉費	3-1	介護給付費	千円 6,602,268

1 概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者・児が安心して地域生活を送れるよう、個々の障害程度や勘案すべき事項を踏まえ、個別に支給決定を行う「障害福祉サービス」のうち、日常生活において必要な居宅介護や施設での日中活動支援などの給付を行うもの。

2 主な給付費内訳

①施設入所支援【R7.2.1現在:8か所、R6.2.1時点:8か所】

施設に入所する障害者に、主に夜間に入浴、食事などの介助を行う。

	令和6年度当初予算①	令和7年度当初予算②	増減（②—①）
延利用日数	212,944日	235,238日	22,294日
実利用人数	592人	597人	5人
1日あたり平均給付単価	4,505円	4,661円	156円
給付額	959,291千円	1,096,445千円	137,154千円

②生活介護【R7.2.1現在:47か所、R6.2.1時点:33か所】

常時介護を要する障害者に、日中に施設での入浴、食事などの介護等や創作的活動、生産活動の機会を提供する。

区分	令和6年度当初予算①	令和7年度当初予算②	増減（②—①）
延利用日数	275,904日	297,659日	21,755日
実利用人数	1,286人	1,377人	91人
1日あたり平均給付単価	10,722円	10,844円	122円
給付額	2,958,175千円	3,227,815千円	269,640千円

③重度訪問介護【R7.2.1現在:81か所、R6年2.1時点:88か所】

常時介護を要する重度の肢体不自由者、知的・精神障害者に、居宅において入浴、食事などの介護等や外出時における移動支援を総合的に行う。

区分	令和6年度当初予算①	令和7年度当初予算②	増減(②—①)
延利用時間数	112,056時間	130,000時間	17,944時間
実利用人数	34人	44人	10人
1時間あたり平均給付単価	3,990円	4,428円	438円
給付額	447,126千円	575,640千円	128,514千円

④短期入所【R7.2.1現在:29か所、R6.2.1時点:31か所】

居宅で障害者の介護を行う者が疾病等により介護できない場合に、施設等に短期間入所させ、入浴・食事などの介護等を行う。

区分	令和6年度当初予算①	令和7年度当初予算②	増減(②—①)
延利用日数	11,838日	15,153日	3,315日
実利用人数	134人	174人	40人
1日あたり平均給付単価	10,820円	11,904円	1,084円
給付額	128,086千円	180,382千円	52,296千円

介護給付費	令和6年度当初予算①	令和7年度当初予算②	増減(②—①)
合計	6,052,801千円	6,602,268千円	549,467千円

3 障害者数と支給決定者数

(単位:人)

種別	R4.3.31	R5.3.31	R6.3.31
身体障害者手帳	21, 626	21, 031	20, 609
知的障害者手帳	4, 405	4, 462	4, 588
精神障害者手帳	5, 222	5, 460	5, 824
合計	31, 253	30, 953	31, 021

支給決定者数	R4.3.31	R5.3.31	R6.3.31
障害者	4, 253	4, 370	4, 421

4 財源内訳

事業費	財 源 内 訳			
	国庫支出金※ 1	県支出金※ 2	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円
6, 602, 268	3, 301, 134	1, 650, 567	—	1, 650, 567

※ 1 国庫負担率：事業費の 1 / 2 (障害者自立支援給付費国庫負担金)
(障害者医療費国庫負担金 療養介護医療費のみ)

※ 2 県費負担率：事業費の 1 / 4 (長崎県障害者自立支援給付費県費負担金)
(障害者医療費県費負担金 療養介護医療費のみ)

予 算 説 明 書					事 業 名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
158～159	3 民生費	1 社会福祉費	2 障害者福祉費	3-2	訓練等給付費	千円 5,682,231

1 概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者・児が安心して地域生活を送れるよう、個々の障害程度や勘案すべき事項を踏まえ、個別に支給決定を行う「障害福祉サービス」のうち、自立生活に必要な就労支援や共同生活援助（グループホーム）などの給付を行うもの。

2 主な給付費内訳

①就労移行支援【R7.2.1現在:11か所、R6.2.1時点:11か所】

一般企業等への就労を希望し、通常の事業所への雇用が可能と見込まれる65歳未満の障害者に、生産活動、職場体験等の機会の提供や、就労に必要な訓練等を行う。

区分	令和6年度当初予算①	令和7年度当初予算②	増減（②—①）
延利用日数	12,360日	14,035日	1,675日
実利用人数	57人	65人	8人
1日あたり平均給付単価	8,453円	9,855円	1,402円
給付額	104,475千円	138,313千円	33,838千円

②就労継続支援

一般企業等に就労することが困難な障害者に、雇用契約等に基づき、就労や生産活動等の機会を提供することにより、就労に必要な知識及び能力の向上を図るための訓練等を行う。

A型【R7.2.1現在:17か所、R6.2.1時点:17か所】 雇用型(最低賃金が適用される)

区分	令和6年度当初予算①	令和7年度当初予算②	増減 (②—①)
延利用日数	90,052日	103,328日	13,276日
実利用人数	342人	393人	51人
1日あたり平均給付単価	10,282円	11,541円	1,259円
給付額	925,904千円	1,192,509千円	266,605千円

B型【R7.2.1現在:56か所、R6.2.1時点:52か所】 非雇用型(最低賃金が適用されない)

区分	令和6年度当初予算①	令和7年度当初予算②	増減 (②—①)
延利用日数	350,587日	346,172日	▲4,415日
実利用人数	1,569人	1,549人	▲20人
1日あたり平均給付単価	7,105円	7,814円	709円
給付額	2,490,990千円	2,704,988千円	213,998千円

③就労選択支援 (新規サービス)

障害者本人が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する。(令和7年10月開始)

区分	令和6年度当初予算①	令和7年度当初予算②	増減 (②—①)
延利用日数	—	1,725日	1,725日
実利用人数	—	75人	75人
1日あたり平均給付単価	—	12,318円	12,318円
給付額	—	21,249千円	21,249千円

④共同生活援助【R7.2.1現在:45か所、R6.2.1時点:44か所】

主として夜間に、共同生活住居で相談、入浴、食事などの介護やその他の日常生活上の援助などを行う。

区分	令和6年度当初予算①	令和7年度当初予算②	増減(②—①)
延利用日数	247,071日	236,209日	▲10,862日
実利用人数	687人	675人	▲12人
1日あたり平均給付単価	5,740円	6,269円	529円
給付額	1,418,249千円	1,480,795千円	62,546千円

訓練等給付費	令和6年度当初予算①	令和7年度当初予算②	増減(②—①)
合計	5,089,355千円	5,682,231千円	592,876千円

3 財源内訳

事業費	財源内訳			
	国庫支出金※1	県支出金※2	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円
5,682,231	2,841,115	1,420,557	—	1,420,559

※1 国庫負担率:事業費の1/2(障害者自立支援給付費国庫負担金)

※2 県費負担率:事業費の1/4(長崎県障害者自立支援給付費県費負担金)

予 算 説 明 書					事 業 名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
158～159	3 民生費	1 社会福祉費	2 障害者福祉費	4－1	障害児通所給付費	千円 4, 186, 961

1 概要

児童福祉法に基づき、療育や訓練等が必要な障害児に対する、日常生活の基本的動作、知識技能の習得、集団生活への適応のための支援に関する通所サービスを提供するもの。

2 主な給付費内訳

①児童発達支援【R7.2.1現在:65か所、R6.2.1時点:53か所】

障害のある未就学児に、日常生活における基本的な動作及び知識技能の取得並びに集団生活への適応のための支援を行う。

区分	令和6年度当初予算①	令和7年度当初予算②	増減（②－①）
延利用日数	55, 098日	67, 339日	12, 241日
実利用人数	641人	755人	114人
1日あたり平均給付単価	13, 834円	13, 185円	▲649円
給付額	762, 239千円	887, 865千円	125, 626千円

②放課後等デイサービス【R7.2.1現在:105か所、R6.2.1時点:98か所】

就学中の障害児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための支援等を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する。

区分	令和6年度当初予算①	令和7年度当初予算②	増減（②－①）
延利用日数	273, 586日	301, 773日	28, 187日
実利用人数	1, 632人	1, 813人	181人
1日あたり平均給付単価	10, 164円	10, 438円	274円
給付額	2, 780, 607千円	3, 149, 907千円	369, 300千円

障害児通所等給付費	令和6年度当初予算①	令和7年度当初予算②	増減(②—①)
合計	3,733,350千円	4,186,961千円	453,611千円

3 事業所数と支給決定者数

(単位:か所)

種別	R4.3.31	R5.3.31	R6.3.31
児童発達支援	40	46	57
放課後等デイサービス	85	92	99
合計	125	138	156

(単位:人)

支給決定者数	R4.3.31	R5.3.31	R6.3.31
障害児	1,680	1,929	2,204

4 財源内訳

事業費	財 源 内 訳			
	国庫支出金※1	県支出金※2	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円
4,186,961	2,093,480	1,046,740	—	1,046,741

※1 国庫負担率:事業費の1/2(障害児入所給付費等国庫負担金)

※2 県費負担率:事業費の1/4(長崎県障害児通所給付費等県費負担金)

予 算 説 明 書					事 業 名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
160～161	3 民生費	1 社会福祉費	2 障害者福祉費	7-1～7-8	障害福祉センター運営費	千円 554, 823

1 事業概要

長崎市障害福祉センターは在宅障害福祉の拠点的な施設で、障害者の社会参加及び自立を促進することを目的として、相談・療育・指導・リハビリテーション・スポーツ・レクリエーションの各分野で専門性(医学的なものも含む)を有したサービスを総合的に提供している。

また、令和7年度に、(仮称)長崎市こども発達センターを開設し、専門職員の増員や早期診療、療育を行うとともに、気軽に相談できる体制の整備及び関係機関への指導助言等を行い、こどもの発達に不安を抱える保護者を支援する。

2 指定管理者

- (1)法人名 社会福祉法人 長崎市社会福祉事業団
- (2)所在地 長崎市茂里町2番41号
- (3)事業開始 平成4年4月1日(平成18年4月1日から指定管理者制度導入)

3 事業内容及び事業費一覧

(単位:千円)

事業名	内 容	根拠法等	事業費【下段は うち委託料】		
			R6年度	R7年度	増減額
管理運営費	法人運営業務、職員の人事、給与、福利厚生、経理管理、庶務及び施設、設備の管理、各施設・事業所との連絡調整業務を行う。		50,711	59,339	8,628
			50,081	58,709	8,628
身体障害者福祉センター費	障害者の各種相談、訓練、講習、教養、スポーツ・レクリエーションなどのために施設の提供や指導、手話通訳者の配置等を行う。	身体障害者福祉法	134,241	149,616	15,375
			134,241	149,616	15,375
障害児通所支援費	未就学の障害児に対し通所により日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援等を行う児童発達支援事業（定員45人）並びに保育所等に通う障害児に対し保育所等を訪問し集団生活への適応のための専門的な支援等を行う保育所等訪問支援事業を実施する。	児 童 福 祉 法	149,166	192,173	43,007
			63,265	103,137	39,872
地域活動支援センターⅡ型費※	地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行う。	障害者総合支援法	7,995	8,335	340
			7,995	8,335	340
相談支援費	在宅の障害児（者）の各種相談に対し、在宅福祉サービスの利用援助社会資源の活用や福祉に関する情報提供等を総合的に行う。	障害者総合支援法	35,975	35,938	△ 37
			34,645	34,608	△37
障害者就労支援相談所運営費	関係機関と連携を図りながら、障害者で就労中又は就労を希望する者に対し、就労相談支援、雇用準備支援、情報提供等を行う。	市 要 綱	7,483	8,857	1,374
			7,483	8,857	1,374
診療所費	小児科、整形外科の医師及び理学療法士等が、障害児（者）に対し、診断・評価・訓練を行うとともに、地域や家族に対する支援を行う。	医 療 法	268,432	316,958	48,526
			133,827	168,689	34,862
障害児等療育支援費	在宅の重度障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活を支えるため、外来・訪問による療育等の指導、その他必要な支援を行う。	市 要 綱	11,666	11,983	317
			11,666	11,983	317
機能訓練費	病院や施設等を退院、退所した身体障害者が地域生活を営むのに必要な機能訓練（リハビリテーション）を行う。（定員20人）	障害者総合支援法	19,772	20,485	713
			10,176	10,889	713
注）事業団収入			事業費合計		
・ 障害児通所支援にかかる障害児通所給付費 89,036千円			685,441		
・ 機能訓練事業にかかる訓練等給付費 9,596千円			803,684		
・ 診療所事業にかかる保険診療収入 148,269千円			118,243		
・ その他 1,960千円			うち委託料合計		
			453,379		
			554,823		
			101,444		
			(参考)事業団収入		
			232,062		
			248,861		
			16,799		

※地域活動支援センターⅡ型費は重層的支援体制整備事業費にて計上。

4 (仮称)長崎市こども発達センター

(1) 目的

令和6年度から常勤医師を増員したことなどにより、診療待機期間や待機児童数とも減少してきているが、診療待機期間は依然として長いため、専門職員を増員するなど、診療、療育体制の充実を図る必要がある。令和7年度に障害福祉センターにおいて、(仮称)長崎市こども発達センターを開設し、早期診療、療育を行うとともに、気軽に相談できる体制の整備及び関係機関への指導助言等を行う。

(2) (仮称)長崎市こども発達センターの機能の主なもの

ア 診療所機能の充実

(ア) 予算額 診療所費 168,689千円 (事業費316,958千円-診療報酬148,269千円)

障害福祉センター診療所において、発達障害児等の相談件数や診療数が増加しているため、令和6年度に常勤医師を採用し小児科を5診体制とした。令和7年度は、クランク(医療事務作業補助者)を増員し、さらに電子カルテシステムを導入するなど、受入れ体制の充実を図る。

(イ) 主な予算増減額

- ①収入 診療報酬の増 13,664千円
令和6年度から常勤医師を1名増したことなどによる増
- ②支出 人員体制の強化等に伴う人件費の増
 - ・医師の業務を補助するクランクの増 3,512千円
 - ・給与改定 12,990千円

【人員体制】



職種	R3	R4	R5	R6	R7予定	前年度比
常勤医師(小児科)	2人	3人	3人	4人	4人	－
看護師(小児科)	2人	3人	3人	4人	4人	－
クランク(小児科)	－	－	1人	3人	4人	1人増
※診療体制(小児科)	3診体制	4診体制	4診体制	5診体制	5診体制	－

※医師については、常勤医師の他に非常勤医師6名を配置し、1診体制を確保している。

イ 児童発達支援センター（さくらんぼ園）機能拡充

（ア）予算額 障害児通所支援費 103,137千円（事業費192,173千円-障害児通所給付費89,036千円）

児童発達支援センターさくらんぼ園への通所のほか、令和6年度から保育所等に通う障害児に対し保育所等を訪問し集団生活への適応のための専門的な支援を行う保育所等訪問支援を実施するとともに、地域の中核的な療育支援施設として機能を強化し、事業所等に指導助言等を行う地域障害児支援体制強化事業を実施し、地域の障害児支援の質の向上を図る。

（イ）主な予算増減額

- ①収入 障害児通所給付費の増 3,135千円
令和7年1月から実施している保育所等訪問支援事業による給付費の増等
- ②支出 人員体制の強化等に伴う人件費の増
 - ・保育士（嘱託員）の正規職員化 4名 6,652千円
4クラス（各5名の保育士）の各クラスに正規職員1名を配置しているが2名へ見直す。
 - ・給与改定 11,564千円



【人員体制】

（単位：人）

事業	種別	R3	R4	R5	R6	R7予定
園長		1	1	1	1	1
さくらんぼ園 （通園）	保育士等（単独通園）※	14	15	16	17	17
	保育士等（親子通園）※	4	4	5	5	5
保育所等 訪問支援等	児童発達支援管理者（専任）	—	—	—	1	1
	保育士等	—	—	—	2	2
計	計	19	20	22	26	26
職員の内訳	正規職員	5	5	5	6	10
	常勤嘱託	13	13	15	18	14
	非常勤	1	2	2	2	2

※単独通園・・・定員30名で毎日通園

親子通園・・・定員15名で週1～2回保護者と通園

ウ 相談機能拡充

(ア) 予算額 相談支援費 34,608千円（事業費35,938千円-相談支援給付費1,330千円）

地域における障害児支援の質の向上を推進するにあたり、高度な専門性に基づく発達支援、家族支援、保育園など他の事業所支援や相談機能の充実を図るため、（仮称）こども発達センターの機能を担う職員として、専門職員を増員する。

(イ) 主な予算増減額

- ①支出 人員体制の強化等に伴う人件費の増
・社会福祉士（正規職員）1名の増

5,553千円



エ その他機能等

(ア) 講演会を実施するなど、発達障害児等に対する市民への普及啓発の取組みを行う。

(イ) こども発達センターの愛称を制定し、市民に周知を図り相談しやすい体制整備を行う など

5 参考

(1) 障害福祉センター診療所（小児科）における初診待機期間

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6 (予定)
初診件数(件)	457	495	496	542	625	547	446	482	546	519	700
診察件数(件)	4,927	6,099	6,565	7,187	7,891	7,930	7,793	8,459	7,920	8,004	9,000
※平均待機期間(月)	2.6	3.6	3.7	5.3	4.0	4.9	5.8	6.6	8.3	9.2	5.0

※令和6年11月末時点の待機期間は5.98月、待機者数は279人。

6 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他	一般財源
千円 554, 823	千円 11, 527	千円 5, 764	千円 —	千円 3, 730	千円 533, 802

※1 ①地域生活支援事業費等補助金 補助対象経費の1/2以内

②児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金(地域障害児支援体制強化事業) 補助対象経費の1/2

③重層的支援体制整備事業補助交付金 補助対象経費の1/2

※2 ①長崎県地域生活支援事業費等補助金 補助対象経費の1/4以内

②③長崎県地域生活支援事業費等補助金 補助対象経費の1/4

予 算 説 明 書

ページ	款	項	目	番号	事業名	予算額
160～161	3 民生費	1 社会福祉費	2 障害者福祉費	8-1	福祉と企業の虹の架け橋 フェスタ開催費	千円 2,810

1 事業目的

障害者が自分の希望や能力に応じた就労や、就労に向けた訓練の場の選択ができるよう、現在障害者雇用をしている若しくは障害者雇用を検討している一般企業、就労訓練を行っている障害福祉サービス事業所、就労を希望している障害のある方々が繋がることのできる場を設置する。そのことにより、企業での人材確保や障害者雇用を促進し、多様な人材が地域の中で活躍することを推進していくことや共生社会の推進を目的とする。

2 事業内容

- (1)障害者雇用をしている企業と一般就労を希望している障害者とをつなぐため、障害者雇用をしている企業が職業紹介をする場を設置する。
- (2)福祉人材の確保を目的とし、福祉分野に就職を希望する学生等に障害福祉サービス事業所の仕事の実態を知っていただくため、学校に呼びかけをし、事業所ブースに行き実態を知る機会を設ける。
- (3)障害福祉サービスの利用を検討している者または社会に繋がっていない障害者が、自身の希望や能力に応じたサービスを利用することや、まずは社会との繋がりをもつ機会をつくることを目的とし、長崎市内にある就労移行支援事業所(11か所)・就労継続支援A型(17か所)・就労継続支援B型事業所(56か所)で希望する事業所のうち各ブースをもうけ、就労訓練の実態を紹介する。
- (4)サービス事業所への業務発注・物品購入等の促進やサービス事業所が企業の実態や求めている人材等を把握し、福祉的就労から一般就労へ移行することを目的とし、企業とサービス事業所とが繋がる場を設ける。
- (5)障害に対する理解促進をする目的とし、各相談窓口のブースを設置し、一般の方々に相談できる窓口を知っていただく機会をもうける。

3 事業費内訳

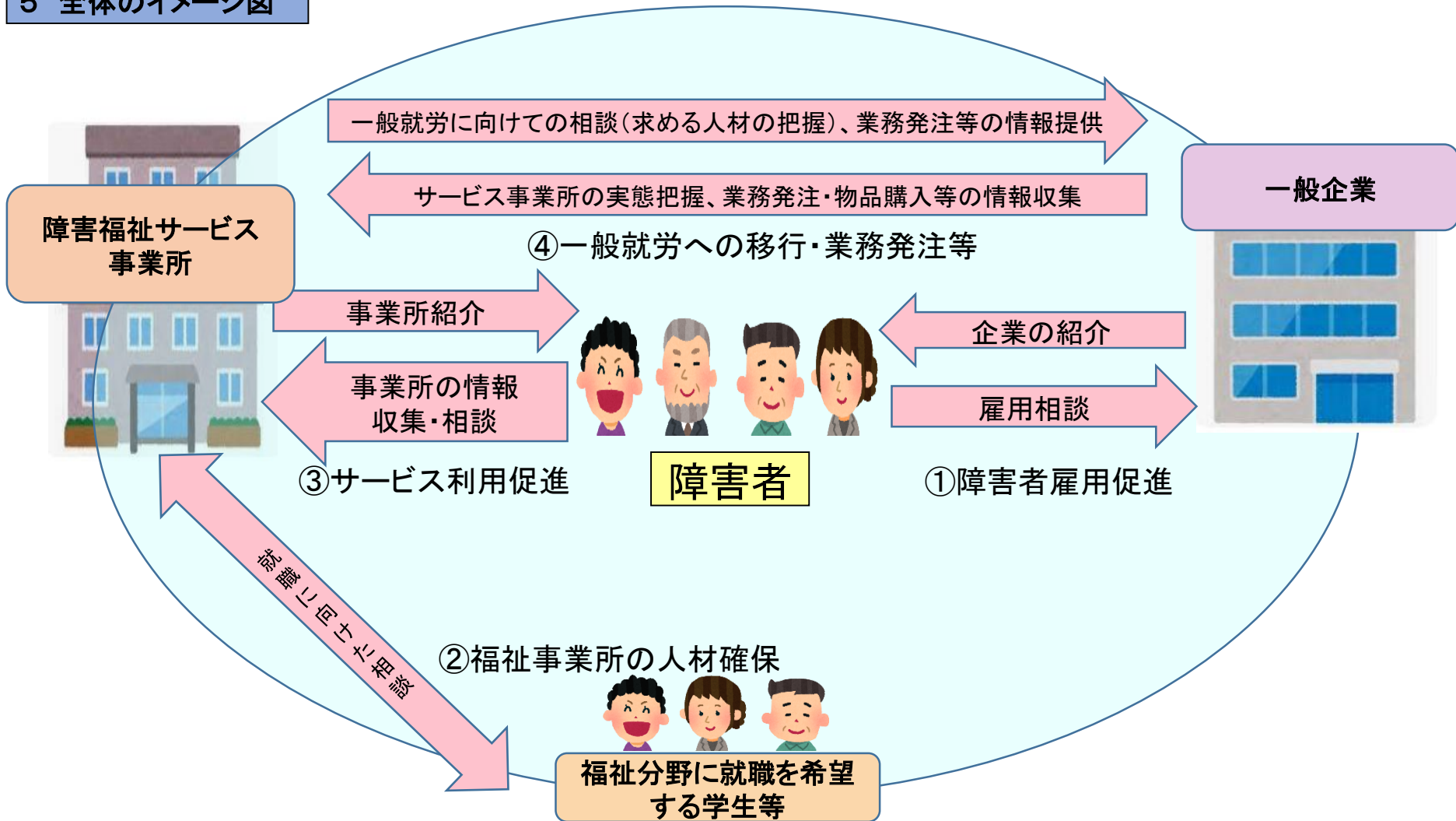
区分	金額(千円)	主な内訳
需用費	140	チラシ印刷、当日配布資料印刷、消耗品費
役務費	320	広告費(新聞社等)、イベント保険料
委託料	550	会場内の案内板作成及び設置・撤去業務委託費 会場設営委託費
使用料及び 賃貸借料	1,800	出島メッセ イベント・展示ホール使用料及び付属設備費 椅子・机レンタル料(運搬料含む)
計	2,810	

4 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
千円 2,810	千円 —	千円 —	千円 —	千円 2,810	千円 —

※その他補助金(人生100年時代づくり・地方創生ソフト事業交付金)事業費の10/10

5 全体のイメージ図

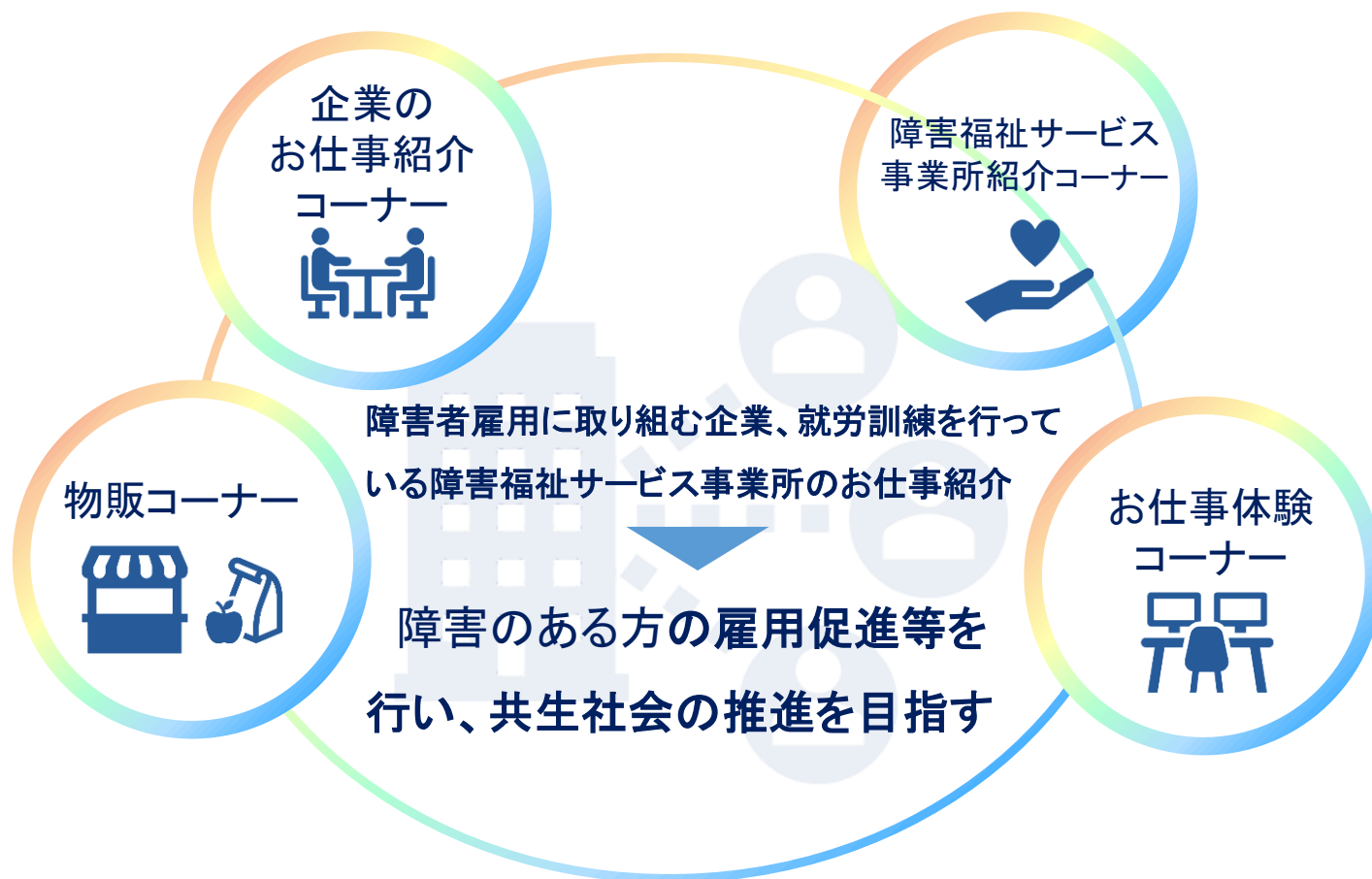


- ① 障害者と一般企業とのマッチング(障害者雇用促進)
- ② 福祉分野に就職を希望する学生等とサービス事業所とのマッチング(福祉事業所の人材確保)
- ③ 障害者とサービス事業所とのマッチング(サービス利用促進)
- ④ サービス事業所と一般企業とのマッチング(福祉的就労から一般就労への移行、業務発注、物品購入等)

福祉と企業の虹の架け橋フェスタ

開催日時 令和6年 8月 7日(水) 10:00-15:00

開催場所 出島メッセ長崎 1F イベント・展示ホール



当日参加された方 約640名

参加企業(ブース設置した企業)

- ・(株)ゲオビジネスサポート
- ・(株)十八親和銀行
- ・(株)ジョイフルサンアルファ
- ・国立大学法人 長崎大学
- ・JR九州サービスサポート長崎支店
- ・ジブラルタ生命保険(株)
- ・ニッポンドーナツ九州(株)
- ・日見中央病院
- ・三菱重工(株)
- ・メットライフ生命保険(株)
- ・長崎西彼農業協同組合
- ・丸高商事株式会社

12社

参加事業所 30か所

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・コンクオ・楽々工房・電腦工房・さきは風・そよ風の里 プラスワン・楽TANO・遊ぶ・ながさきワークビレッジ・ワークステーションすばる・ワークショップあさひ & あさひA・つくもの里・ワークステーションかいこう・さんらいず・ブリス・アビリティ | <ul style="list-style-type: none">・コリアンダーの家・たまご・トータルワークステーション長崎・ルートサポート・ファーマーズきんかい・サンクスラボ・アルメリア・ポニーランド長崎・ラヴィラント／ブラッシュアップ・ウィズ・チョープロ・ワークあじさい・はたラク大地・ウエルビー長崎駅前センター・あいるびい／厨・心澄 |
|--|--|

精神障害に関する普及啓発講座

時間: 10:00～12:00

場所: 出島メッセ1F 会議室105

内容: 「精神障害の理解と対応について」
「当事者の体験発表」

参加者
約120名

その他のコーナー

- ・県立盲学校の学生さんらによるマッサージブース
- ・障害のある方が描いた絵を用いた紙袋を「7%erとなかまたち」の協力のもと配布

今年度のフェスタの様子



企業紹介コーナー



お仕事体験コーナー



物販コーナー



予 算 説 明 書					事 業 名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
160～161	3 民生費	1 社会福祉費	2 障害者福祉費	8-3	授産製品販売促進費	千円 14,380

1 概要

障害者の店「はあと屋」の運営を通じ、福祉的就労を行う障害者の社会参加の促進と、授産製品の売り上げ向上、授産工賃アップを図る。

また、国及び地方公共団体等に対し、障害者就労施設等からの物品等の優先調達や受注機会の増大を図るための措置などを求めた「障害者優先調達推進法」に基づき、長崎市においても、障害者就労施設等が供給する物品の調達を積極的に行い、事業を推進する。

2 事業内容

- (1) 委託先 一般社団法人チャレンジド・ショップはあと屋
- (2) 店舗の場所 万屋町ベルナード観光通り(約60㎡)
- (3) 参加施設等 市内30事業所(令和7年1月現在)
- (4) 実施内容 ア 授産製品の販売
 イ 製品別売上データの収集・分析
 ウ 授産施設等への売上データ・分析結果の情報提供
 エ インターネットによる消費者への商品情報提供
 オ 官公需拡大のための共同受注窓口
 カ オンライン販売
- (5) 事業費内訳 ア 委託料 10,816千円 (授産製品販売促進事業委託)
 イ 使用料及び賃借料 3,564千円 (店舗借上料)

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 14,380	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 14,380

4 参考

(1)売上等の実績及び見込み

(単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
はあと屋 売上額	34,068,215	37,942,103	25,309,450	28,298,905	33,285,371	34,328,717
月額平均工賃	20,376	23,075	23,270	24,750	28,154	—

4 参考

(2) 活動内容別事業所数(令和7年1月現在)

	区 分	事業所数	割合(%)	主な作業内容
物品製造及び販売	食料品	20	30.7	パン、お菓子、農産物、食堂等における軽食や食事の販売
	布製品	10	15.4	マスク、軍手、ウエス、エプロン、小物入れ等
	生活用品	21	32.3	石鹸、木工品、革製品、ガラス工芸品等
	農業用品	2	3.1	花苗、花等
	小 計	53	81.5	
役務の提供	印 刷	2	3.1	名刺、封筒、チラシ等
	役 務	10	15.4	清掃、除草、データ入力、ホームページ等作成、軽作業(箱折り等)
	小 計	12	18.5	
合 計		65	100.0	

※一般社団法人チャレンジド・ショップはあと屋に加盟している事業所(30事業所)の活動内容

※一つの事業所が複数の区分で活動している場合は重複して計算している。

予 算 説 明 書					事 業 名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
162～163	3 民生費	1 社会福祉費	2 障害者福祉費	15-1	【補助】障害者福祉施設整備 事業費補助金 生活介護事業所	千円 202,718

1 事業目的

生活介護事業所について、新耐震基準施行(昭和56年6月1日)以前に建築された建物であり、また、建築から45年以上経過し、老朽化が進んでいることから利用者が安心して過ごすことができる日中活動の場を提供するため、社会福祉法人等が行う施設整備に対し、助成を行う。

2 事業内容

施設種別 生活介護事業所

地域で生活を営む上で、常時介護が必要な障害者に対し、日中において、入浴、排せつ及び食事等の介助、調理、洗濯及び掃除等の家事援助並びに生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う。

- (1)法人名 社会福祉法人遊歩の会
- (2)施設名 ゆうほ(長崎市古賀町949番地)【定員 25名、建築年月日 S54.10.31】
- (3)総事業費 337,480千円
- (4)補助額 202,718千円
- (5)整備区分 増改築
- (6)構造 鉄骨造2階建
- (7)延床面積 666.36㎡
- (8)整備理由 建築から45年経過し、新耐震化基準を満たしていないこと及び外壁のはがれや雨漏りなどの経年劣化が進んでいるため、利用者が安心してサービスを受けることができるよう改築を行う。

3 財源内訳

事業費 ①	予算計上額 (補助基本額) ② ※1	財 源 内 訳			事業者(主) 負担額 ①－②
		国庫支出金 ※2	地方債 ※3	一般財源	
千円 337,480	千円 202,718	千円 135,145 (2/3)	千円 54,000 (80%)	千円 13,573	千円 134,762

※1 総事業費に3/4を乗じて得た額と施設の種類ごとに算出した基準額を比較していずれか少ないほうの額

※2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

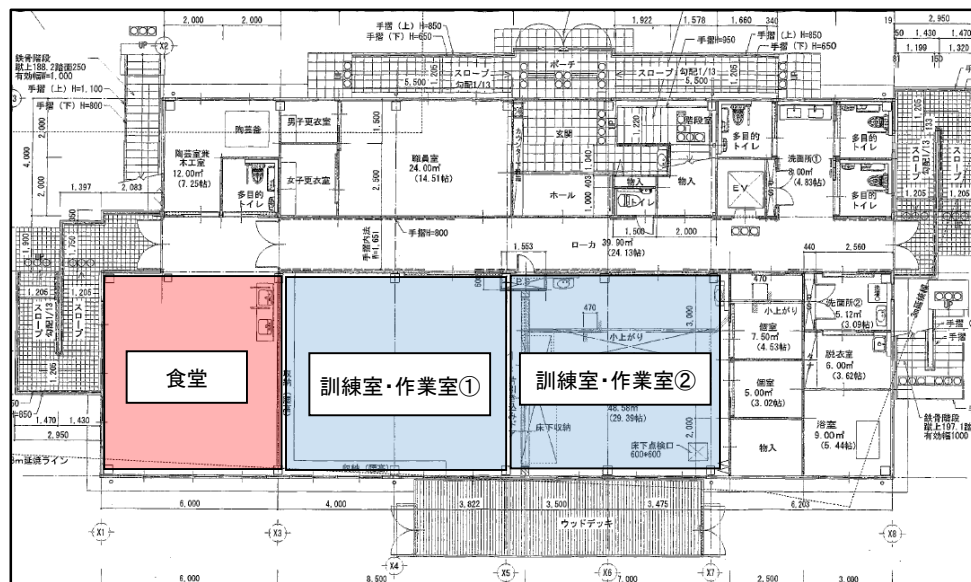
※3 社会福祉施設整備事業債(交付税措置率一%)

4 位置図

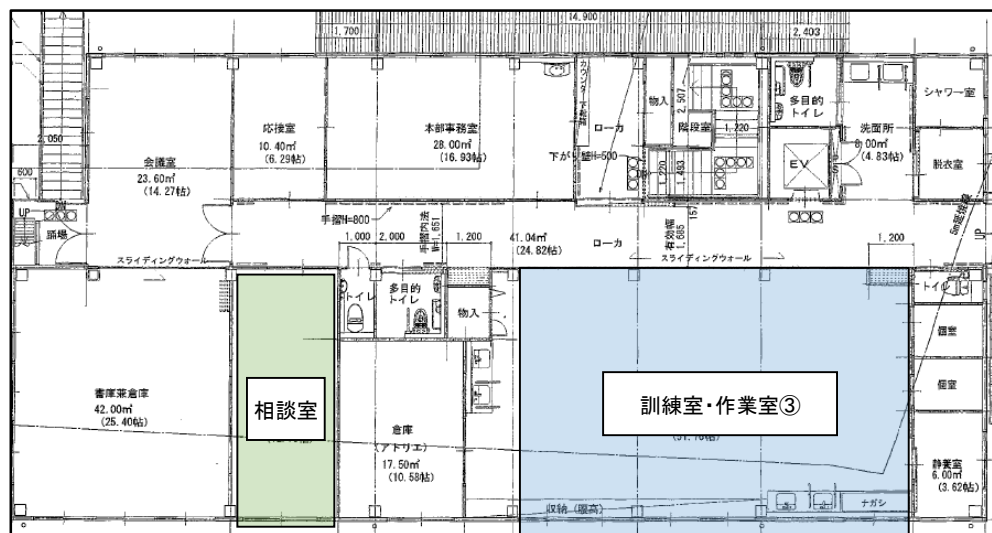


5 平面図

1 階



2階



建物外観



建物内部劣化



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
162～163	3 民生費	1 社会福祉費	2 障害者福祉費	15-2	【補助】障害者福祉施設整備 事業費補助金 共同生活援助事業所	千円 36, 443

1 事業目的

長崎市第7期障害福祉計画・長崎市第3期障害児福祉計画において、障害者の地域生活への移行を促進している中、その受け皿となる共同生活援助事業所（グループホーム）の充実を図るため、社会福祉法人等が行う施設整備に対し、助成を行う。

2 事業内容

施設種別 共同生活援助事業所
 ・地域で共同生活を営むのに支障のない障害者に対し、主として夜間に、共同生活住居（グループホーム）で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他日常生活上の援助を行う。

- (1)法人名 合同会社 舞庵
- (2)施設名 グループホームたけのこ（長崎市油木町250番8）【定員 5名】
- (3)総事業費 51, 127千円
- (4)補助額 36, 443千円
- (5)整備区分 創設
- (6)構造 木造2階建
- (7)延床面積 135. 84㎡
- (8)整備理由 利用者自身の高齢化や家族の高齢化により一人での生活を余儀なくされると予想されるため、利用者が安心して生活を送ることができるようグループホームを建設する。

3 財源内訳

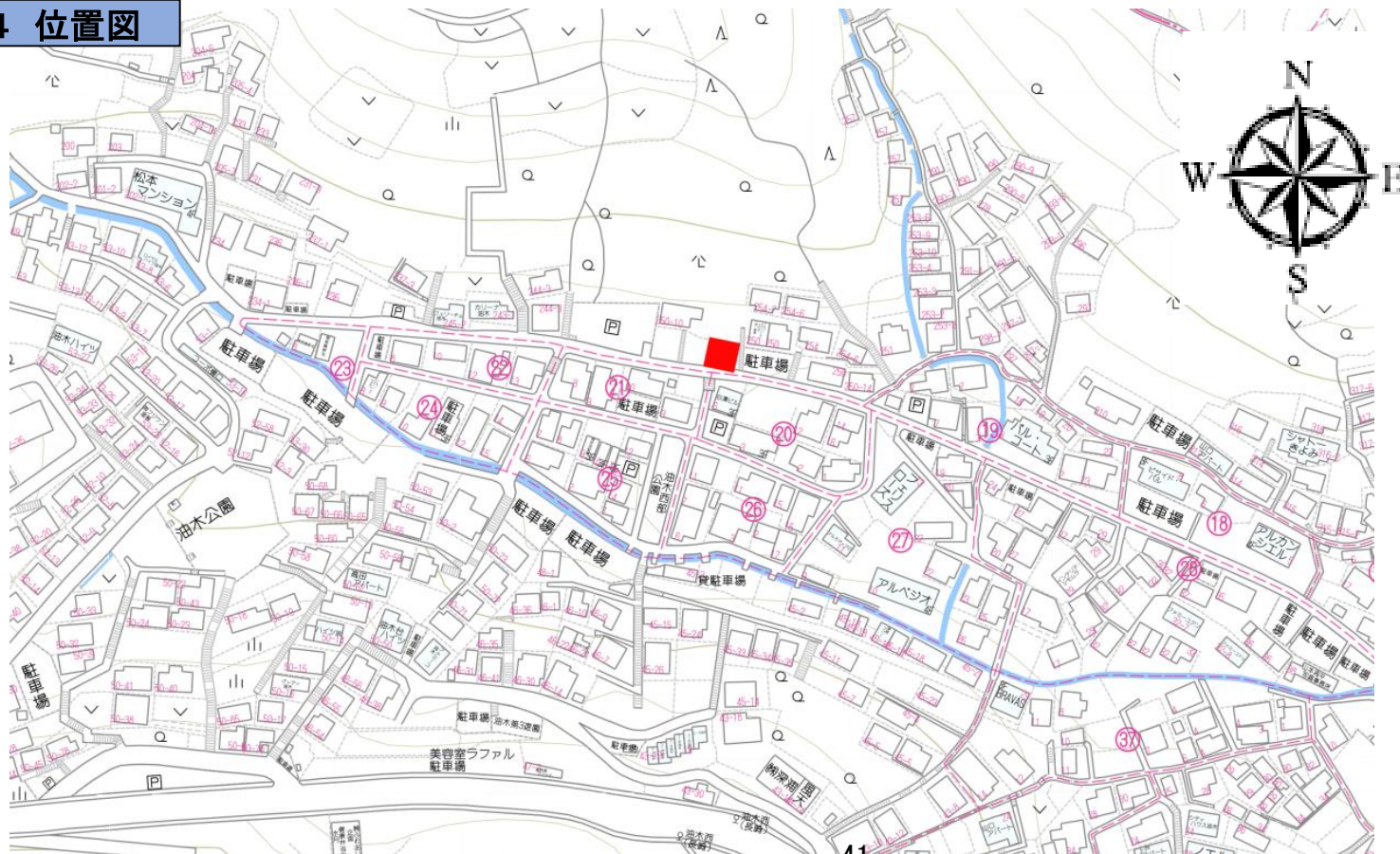
事業費 ①	予算計上額 (補助基本額) ② ※1	財 源 内 訳			事業者(主) 負担額 ①－②
		国庫支出金※2	地方債※3	一般財源	
千円 51, 127	千円 36, 443	千円 24, 295 (2/3)	千円 9, 700 (80%)	千円 2, 448	千円 14, 684

※1 総事業費に3/4を乗じて得た額と施設の種類ごとに算出した基準額を比較していずれか少ないほうの額

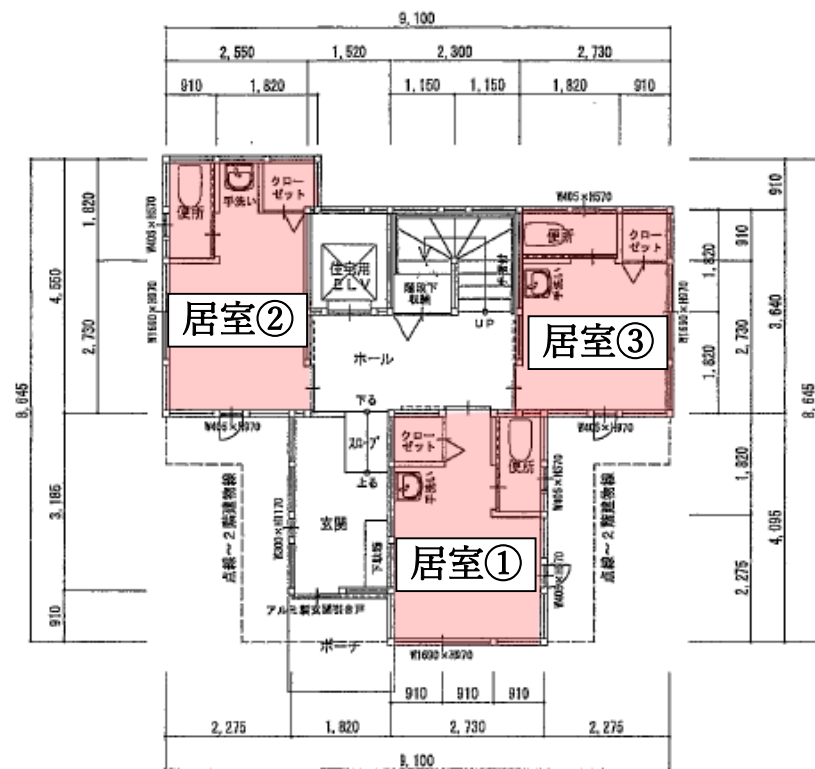
※2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

※3 社会福祉施設整備事業債(交付税措置率－%)

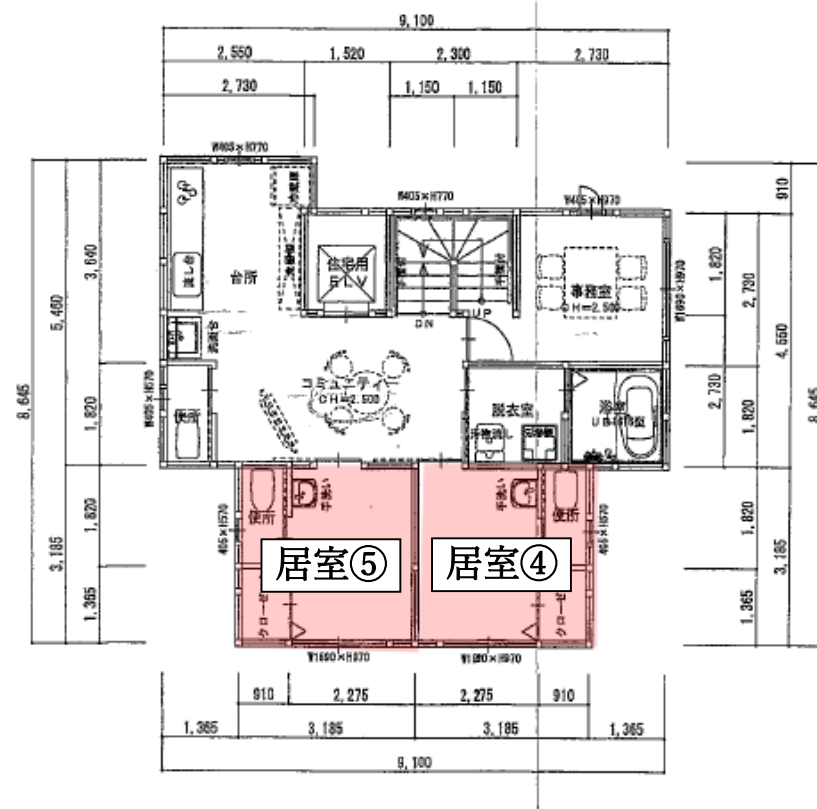
4 位置図



1 階



2階



6 写真



予 算 説 明 書					事 業 名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
162～163	3 民生費	1 社会福祉費	2 障害者福祉費	15-3	【補助】障害者福祉施設整備 事業費補助金 放課後等デイサービス	千円 71,317

1 事業目的

長崎市第7期障害福祉計画・長崎市第3期障害児福祉計画における医療的ケア児の支援の充実等を図る「障害児支援の提供体制の整備等」を進めるうえで、重度障害児や医療的ケア児等を受け入れることができる短期入所事業所を併設した放課後等デイサービス及び児童発達支援事業所を整備する事業者に対し、助成を行う。

2 事業内容

(1)施設種別

(ア)放課後等デイサービス

- ・就学している障害児に対し、授業の終了後又は学校の休業日に、施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの必要な支援を行う。

(イ)児童発達支援

- ・未就学の障害児に対し、施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの必要な支援を行う。

(ウ)短期入所

- ・自宅で介護を行う方が病気の場合などに、短期間の入所による入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行う。

(2)法人名 有限会社総合療育リハ・サービス

(3)施設名 デイサービスセンター矢上(長崎市矢上町29-5)【通所定員 6名、入所定員 4名】

(4)総事業費 206,910千円

(5)補助額 71,317千円

2 事業内容

- (6)整備区分 改築 ※整備内容は創設
 (7)構造 木造2階建
 (8)延床面積 481.81㎡
 (9)整備理由 当該法人は、現在、田中町で生活介護事業所及び放課後等デイサービス事業所等を多機能型で運営しているが、定員が不足するため、重症心身障害児及び医療的ケア児等を受け入れる放課後等デイサービス事業所等を矢上町に移転創設するもの。

3 財源内訳

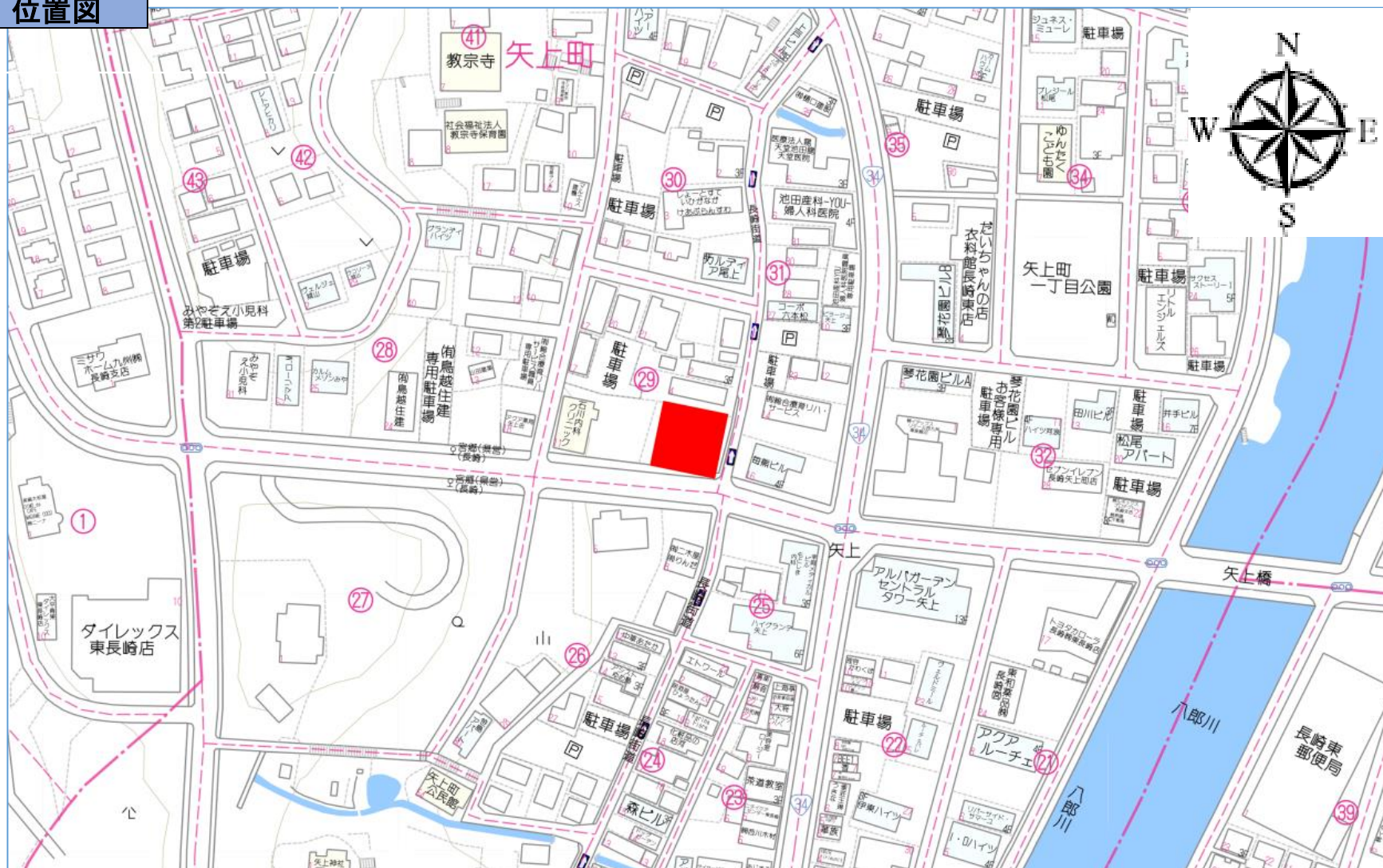
事業費 ①	予算計上額 (補助基本額) ② ※1	財 源 内 訳			事業者(主) 負担額 ①－②
		国庫支出金 ※2	地方債 ※3	一般財源	
千円 206,910	千円 71,317	千円 47,544 (2/3)	千円 19,000 (80%)	千円 4,773	千円 135,593

※1 総事業費に3/4を乗じて得た額と施設の種類ごとに算出した基準額を比較していずれか少ないほうの額

※2 次世代育成支援対策施設整備交付金

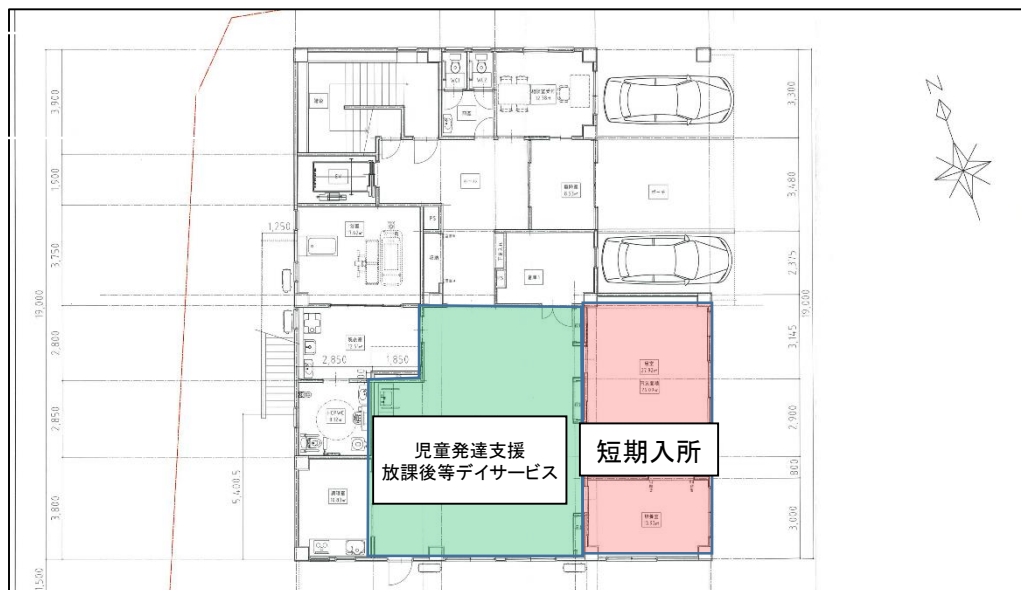
※3 社会福祉施設整備事業債(交付税措置率－%)

4 位置図

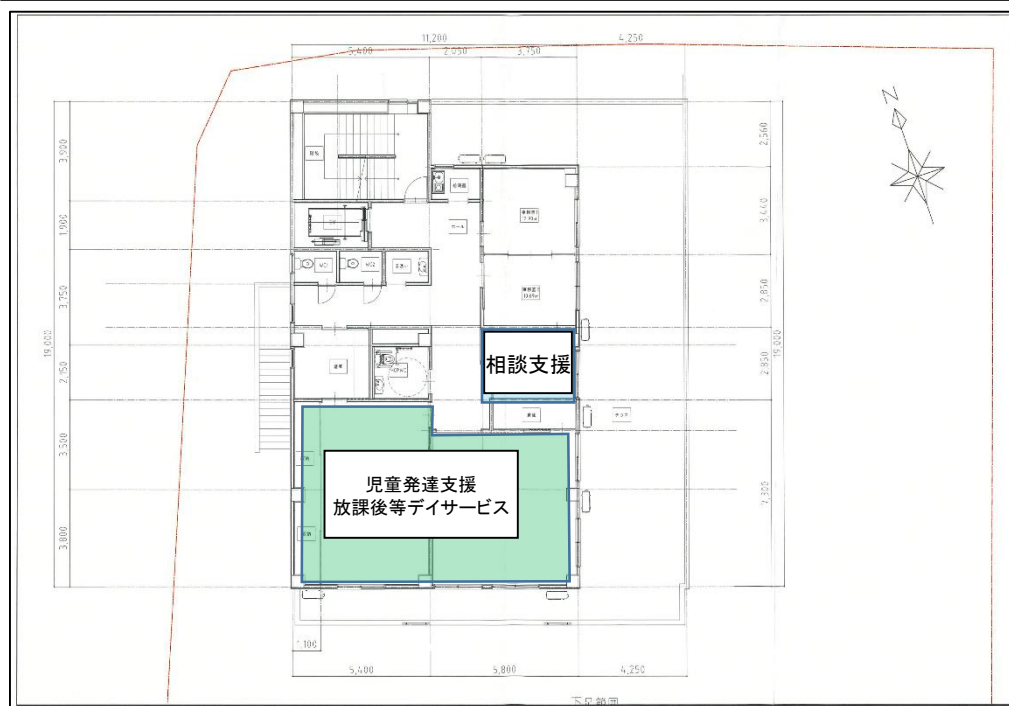


6 平面図

1階



2階



7 写真



予 算 説 明 書					事 業 名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
162～163	3 民生費	1 社会福祉費	2 障害者福祉費	1 6 - 1	【単独】障害者福祉施設整備事業費 障害福祉センター	千円 17, 200

1 事業目的

障害福祉センター(所在地:長崎市茂里町2番41号 もりまちハートセンター内)は、平成4年4月の開設から30年以上経過し、各種施設・設備に劣化がみられるため、利用者が安心して施設を利用できるよう、計画的に整備を行う。また、障害福祉センター診療所小児科における診療件数の増加に伴う医師の増員等に対応するため、診察室等の改修を行う。

2 事業内容

工 事 名	内 容	工事費	備 考
(1)電話交換機更新工事	施設内の電話回線を集約し、内線同士での接続や、内線と外線との接続を制御・管理するシステムである電話交換機が老朽化していることから機器の更新を行うもの。	9,600千円	
(2)診療所診察室等改修工事	4階診療所において、診察室の仕切り壁を増設し、言語療法室の壁の改修を行うもの。	7,600千円	「4 参考」平面図参照

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債※	その他	一般財源
千円 17, 200	千円 —	千円 —	千円 13, 700	千円 —	千円 3, 500

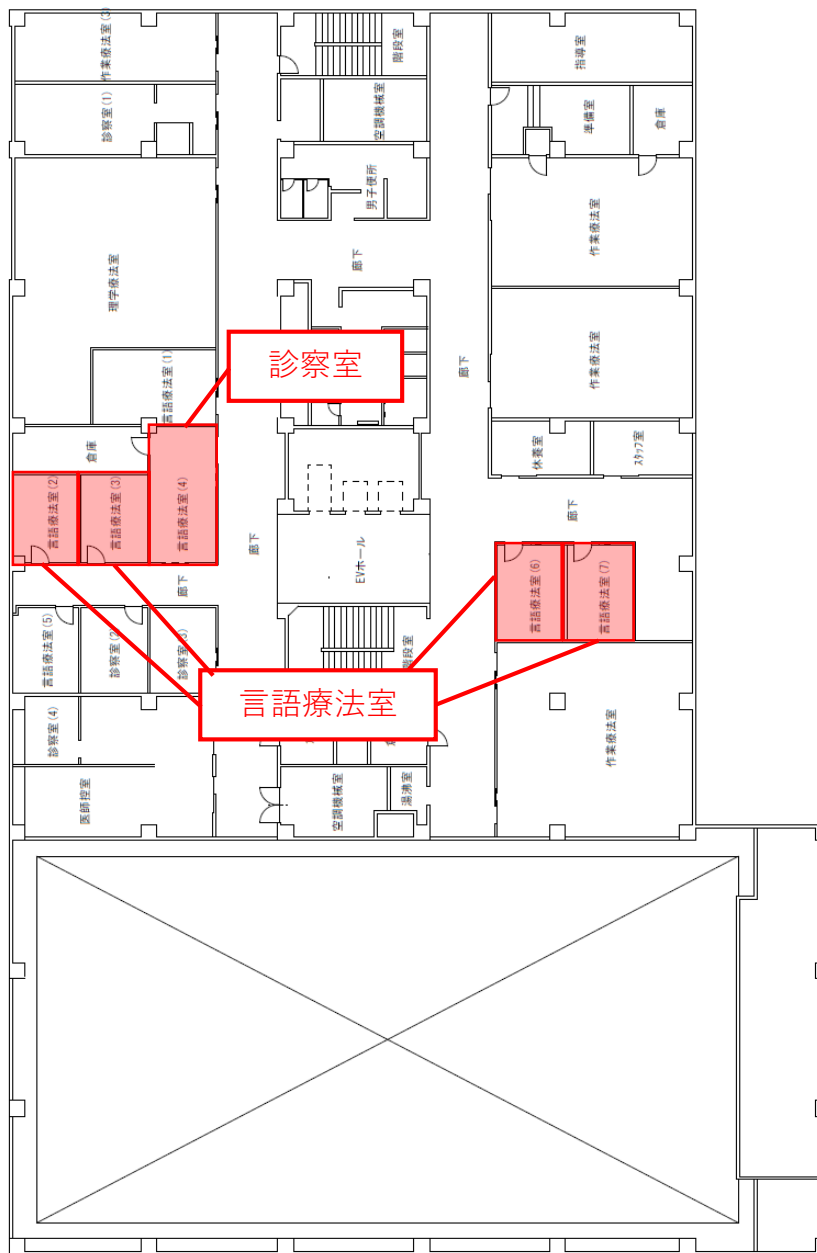
※社会福祉施設等整備事業債 充当率80%(交付税措置率—%)

診療所診察室等改修工事

ア 平面図(4階)

(ア)診察室へ仕切り壁を増設する。

(イ)言語療法室の壁を改修する。



イ 診療所の状況等

(ア) 診療所（小児科）利用状況等

年度	R1	R2	R3	R4	R5
初診件数（件）	547	446	482	546	519
診察件数（件）	7,930	7,793	8,459	7,920	8,004
※平均待機期間（月）	4.9	5.8	6.6	8.3	9.2

※令和6年11月末時点の待機期間は5.98月、待機者数は279人。

(イ) 人員体制見直しの経過

職種	R1	R2	R3	R4	R5	R6
作業療法士	4人	6人	6人	6人	6人	6人
言語聴覚士	4人	6人	6人	6人	6人	6人
相談員	6人	6人	7人	7人	7人	7人
臨床心理士	4人	4人	4人	4人	5人	5人
常勤医師（小児科）	2人	2人	2人	3人	3人	4人
非常勤医師（小児科）	3人	3人	3人	3人	4人	6人
看護師（小児科）	2人	2人	2人	3人	4人	5人
医療クランク（小児科）	—	—	—	—	1人	2人
診療体制	3診体制	3診体制	3診体制	4診体制	4診体制	5診体制

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
158～159	3 民生費	1 社会福祉費	2 障害者福祉費	5-5	成年後見制度 利用支援費	千円 4, 247
164～165	3 民生費	1 社会福祉費	3 高齢者福祉費	2-6		千円 5, 391
特会	4 地域支援事業費 (介護保険事業 特別会計)	2 包括的支援事業・ 任意事業	2 任意事業	-	成年後見制度 利用支援事業費	千円 34, 621

1 事業概要

高齢や障害により判断能力が低下したことにより財産管理や様々な契約行為が難しくなった方が、意思の反映・尊重、尊厳ある自分らしい生活を送る権利を護ることができるよう、成年後見制度の推進を行うもの。

(1) 中核機関

成年後見制度を必要とする方が適時相談でき、適切なタイミングで利用できるように、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関(中核機関)を設置し、成年後見制度に関する相談対応や利用支援を実施する。

また、不足している後見人の人材育成や関係機関と連携強化のための体制づくりを行う。

(2) 報酬助成

成年後見制度を必要とする本人や親族から後見人の選任申立てが見込めない場合、市長が代わって家庭裁判所へ申立てを行い、後見人への報酬を支払うことができない被後見人等に対し報酬助成を行う。また、市長による申立て以外で選任された後見人等に対しても、被後見人等が生活保護受給者又は低所得の場合に報酬助成を行う。

2 事業内容

(1) 中核機関 14,039千円（一般会計：6,739千円、介護特会：7,300千円）

成年後見制度を専門とした相談窓口としての役割と地域連携ネットワークの事務局的な役割を一体的に担う中核機関に、制度に精通した専門職を配置し、以下の業務を行う。

ア 成年後見制度の広報

イ 制度や利用に関する相談受付および支援

ウ 後見人等からの相談対応や人材育成などの後見人支援

エ 家庭裁判所や関係機関との連携、体制づくり

(2) 報酬助成 29,700千円（一般会計：2,820千円、介護特会：26,880千円）

家庭裁判所が選任する後見人等への報酬を支払うことができない場合、本人に対し報酬の支払に要する費用を助成する。

被後見人等の要件	・生活保護受給者 ・非課税世帯
助成対象者	被後見人等
後見人等の要件	職種問わず
助成金額	【在宅】 上限28,000円×月数 【施設】 上限18,000円×月数

3 実績等

(1) 中核機関 [名称] 長崎市権利擁護・成年後見センター 令和6年4月1日開設

ア 契約の相手方 : 長崎市社会福祉協議会

イ 契約金額 : 10,001,200円

ウ 職員数 : 社会福祉士2名

エ 主な活動実績(令和6年4月～12月分)

(ア)普及啓発 講座 17回

(イ)相談対応 実 224件 / 延 1,557件

[相談者内訳] 本人7.6%、家族22.8%、関係機関67.9%、その他1.7%

(ウ)後見人支援 実 8件 / 延55件

(エ)申立支援 実 18件 / 延346件

(オ)担い手養成 令和6年11月～12月(全7日間) 参加者40名

(2) 報酬助成

ア 実績(令和6年4月～12月分)

	件数	助成金額
高齢者	51件	9,611,400円
障害者	8件	1,982,000円
計	59件	11,593,400円

4 事業費内訳

【一般会計】

費 目	金 額	備 考
報 償 費	2,820千円	報酬助成(障害11件見込)
委 託 料	6,739千円	中核機関運営委託料 (高齢:5,391千円、障害:1,348千円)
そ の 他 費 用	79千円	郵送料、手数料
計	9,638千円	

【介護保険事業特別会計】

費 目	金 額	備 考
報 償 費	26,880千円	報酬助成(高齢80件見込)
委 託 料	7,300千円	中核機関運営委託料
そ の 他 費 用	441千円	郵送料、手数料等
計	34,621千円	

5 財源内訳

【一般会計】

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金 ※1	県支出金 ※2	地方債	その他	一般財源
千円 9,638	千円 1,307	千円 403	千円 —	千円 —	千円 7,928

※1 国補助金：基準額×1/2(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金)

基準額×1/2(地域生活支援事業費等補助金)

※2 県補助金：基準額×1/4(長崎県地域生活支援事業費等補助金)

【介護保険事業特別会計】

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金 ※1	県支出金 ※2	地方債	その他 ※3	一般財源
千円 34,621	千円 13,328	千円 6,664	千円 —	千円 7,497	千円 7,132

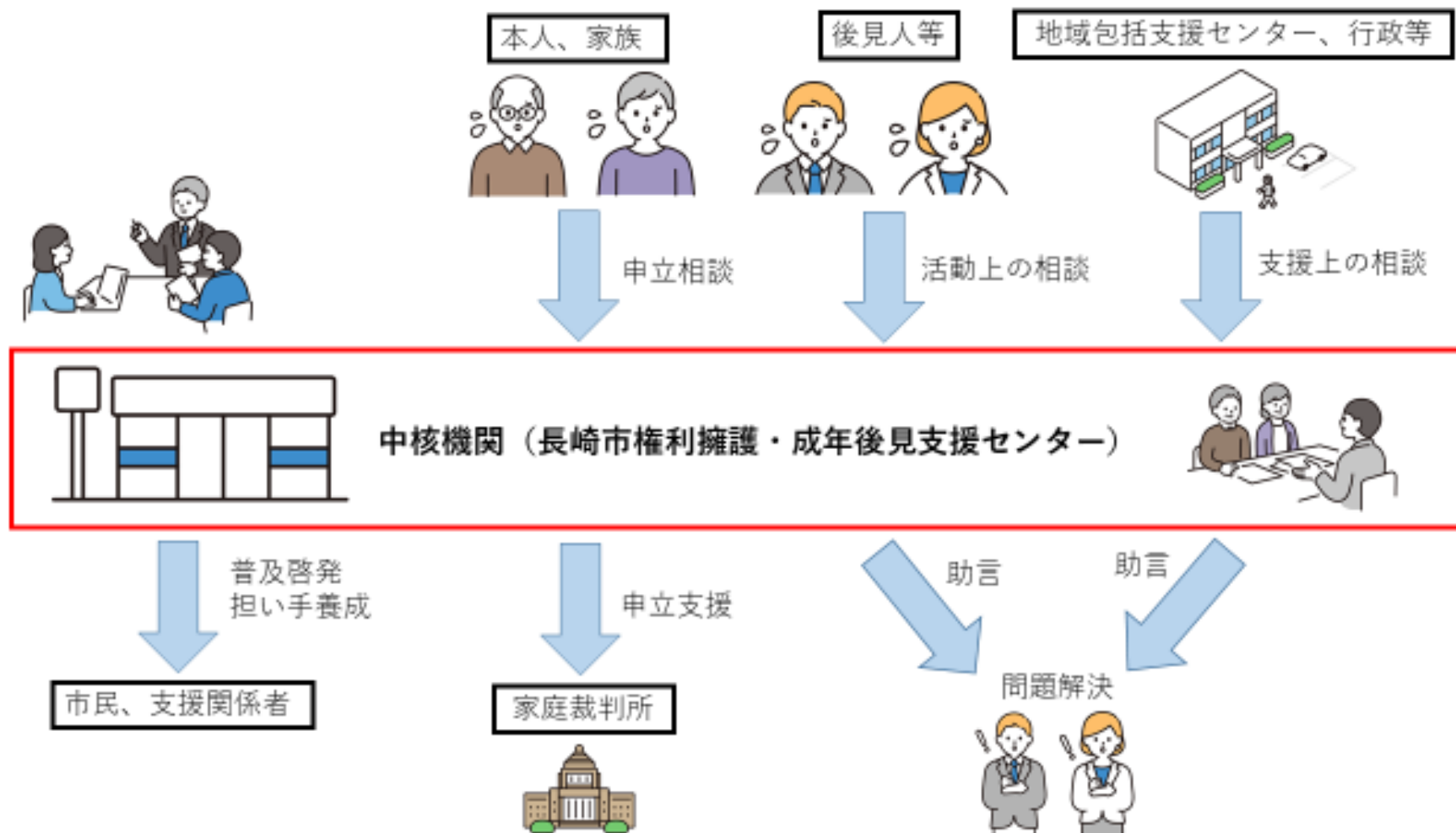
※1 国交付金：38.5/100(地域支援事業交付金)

※2 県交付金：19.25/100(長崎県地域支援事業交付金)

※3 その他財源：第1号被保険者保険料、返還金等

【参考】 中核機関（長崎市権利擁護・成年後見センター）の活動

- 市民や支援関係者等への制度の普及啓発
- 制度を必要とする本人や家族、支援関係者からの相談対応
- 後見人等からの相談対応
- 市民後見人等の人材育成
- 家庭裁判所や関係機関との連携、体制づくり



予 算 説 明 書					事 業 名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
164～165	3 民生費	1 社会福祉費	3 高齢者福祉費	3-2	高齢者交通費助成費	千円 428, 977

1 事業概要

高齢者が交通機関を利用することにより、社会参加の機会を増やし、もって高齢者の生きがいを高めるとともに介護予防に繋げることを目的として、年度中に満70歳以上の誕生日を迎える者に対し、5,000円程度の交通費助成を行う。

2 助成実績及び見込み

単位：人

利用券等の種類		ICカード	タクシー	船舶	コミュニティバス	合計	未交付	対象者計
登録又は 交付人数 (割合)	令和5年度	28,090 (28.8%)	61,204 (62.8%)	271 (0.3%)	64 (0.1%)	89,629 (92.0%)	7,804 (8.0%)	97,433 (100%)
	令和6年度 R7.1.21現在	28,045 (28.5%)	62,311 (63.4%)	255 (0.3%)	50 (0.1%)	90,661 (92.3%)	7,589 (7.7%)	98,250 (100%)
	令和7年度 見込み	28,509 (29.0%)	61,652 (62.7%)	254 (0.3%)	51 (0.1%)	90,466 (92.0%)	7,887 (8.0%)	98,353 (100%)

※()内の割合は、端数調整しているため、合計の割合と一致しない場合があります。

3 事業費内訳

費 目	金 額	備 考
需 用 費	5,968千円	利用券、利用券引換ハガキ、IC カード通知ハガキ印刷等
役 務 費	10,149千円	利用券引換ハガキ、IC カード通知ハガキ郵送料等
委 託 料	13,345千円	システム保守、ポイント付与業務委託等
使用料及び賃借料	2,772千円	ポイント交換機賃借料
扶 助 費	396,743千円	交通助成費
計	428,977千円	

4 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他 ※	一般財源
千円 428,977	千円 -	千円 -	千円 -	千円 311,511	千円 117,466

※その他財源:いきいき長寿社会基金

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
164～165	3 民生費	1 社会福祉費	3 高齢者福祉費	5-2	避難行動要支援者支援費	千円 10, 101

1 事業概要

避難行動要支援者(※1)及び消防、警察、自治会などの避難支援等関係者が緊急時に迅速な対応ができるよう避難行動要支援者の情報を整備し、避難支援等関係者へ情報提供を行うことで地域の支援体制を構築する。

※1 災害時に自ら避難することが難しいかた

2 事業内容

避難行動要支援者名簿の更新を行うとともに、新たに避難行動要支援者となったかた約4,000人の情報を、避難支援等関係者へ提供することに係る同意勧奨を行う。

また、長崎市介護支援専門員連絡協議会に個別避難計画(※2)の作成業務を委託し、令和7年度は要介護2の避難行動要支援者約4,600人の実態調査及び避難支援者がいない要介護2の世帯状況不明世帯の個別避難計画を担当ケアマネジャーにより作成する。

※2 避難行動要支援者ごとに避難場所や避難方法、避難生活上の留意点等を記載した避難支援のための計画。
災害対策基本法の一部改正(令和3年5月施行)において、計画作成が市町村の努力義務とされた。

3 個別避難計画の作成実績

年 度	個別避難計画の作成対象者及び作成件数		備考
令和3年度	要介護1以上で災害危険区域居住や独居又は高齢者世帯	104 件	令和3・4年度に内閣府モデル事業に参画。 令和4年度に個別避難計画作成を事業化。
令和4年度	避難支援者がいない要介護3～5の独居又は高齢者世帯	231 件	
令和5年度	避難支援者がいない要介護3～5の世帯状況不明世帯	395 件	
令和6年度	避難支援者がいない要介護2の独居又は高齢者世帯	見込 802 件	

4 事業費内訳

費 目	金 額	備 考
需 用 費	359千円	送付用封筒印刷等
役 務 費	856千円	郵送料等
委 託 料	8,454千円	避難行動要支援者登録者入力委託、個別避難計画作成業務委託
そ の 他 費 用	432千円	会計年度任用職員報酬等
計	10,101千円	

5 財源内訳

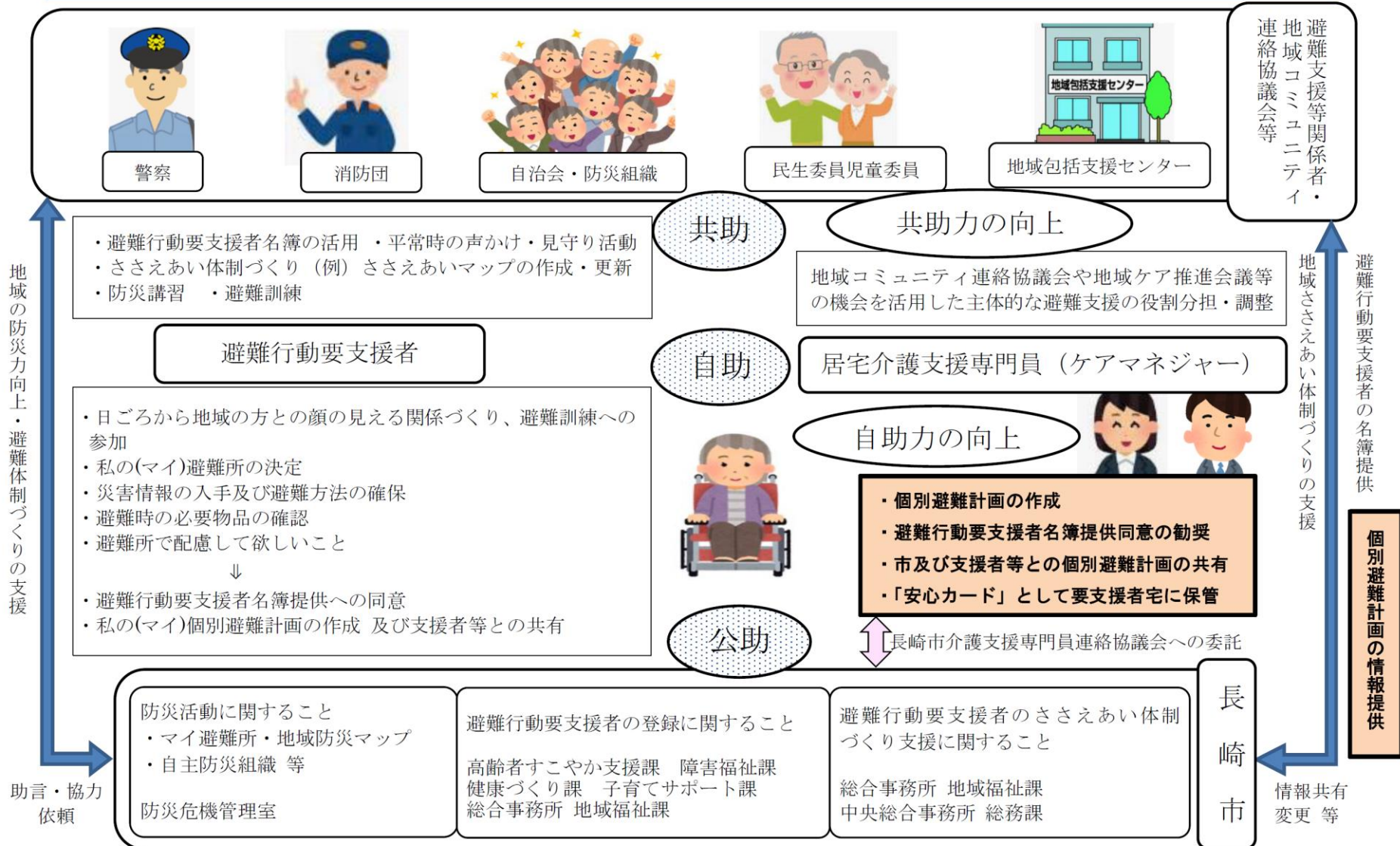
事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他 ※	一般財源
千円 10,101	千円 -	千円 -	千円 -	千円 2	千円 10,099

※保険料個人負担金(会計年度任用職員分)

長崎市個別避難計画作成事業イメージ図

参考

目指す取り組み体制 災害時における命を守る避難の確保(減災)



債務負担行為		期 間	限 度 額 (設 定 額)
ページ	事 項		
340～341	高齢者施設開設準備費補助	令和7年度から 令和8年度まで	千円 256, 151

1 概 要

小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特別養護老人ホーム及び介護付きホームが、開設時から安定した質の高いサービスを提供することができるよう、県補助金を活用して補助を行うことにより、事業所の円滑な開設を図る。

(1) 第9期介護保険事業計画(R6～R8年度)における整備計画数

- ・小規模多機能型居宅介護事業所 3事業所 債務負担行為設定は2事業所分
(※1事業所選定すみ)
- ・認知症対応型共同生活介護事業所(GH) 3事業所(9人×2ユニット)
- ・地域密着型特別養護老人ホーム 87床分(29床×3施設)
- ・介護付きホーム 100人分

(2) 対象経費

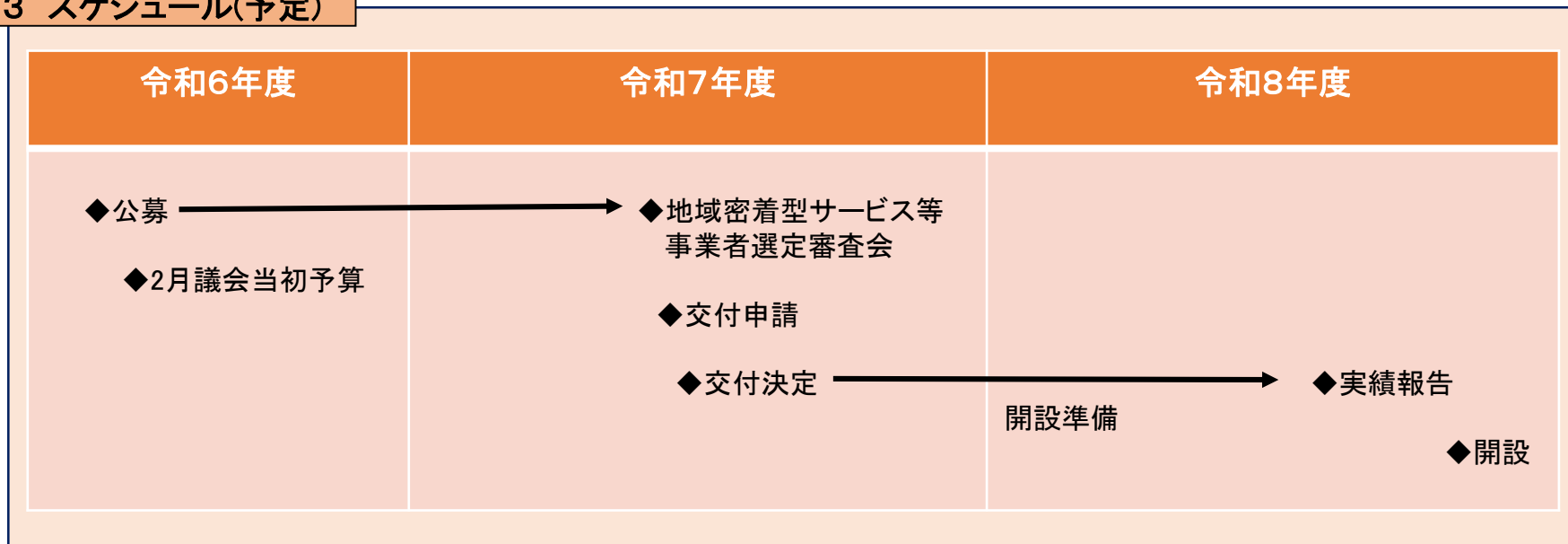
施設の開設準備に要する初度経費(設備整備、職員訓練期間中の雇上げ(最大6か月間)、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費)

2 補助内訳

補助単価989千円×(宿泊)定員数 (上限)

施設種別	宿泊定員 (人)	事業所数 (施設)	補助額 上限
小規模多機能型居宅介護事業所	9	2	千円 17,802
認知症対応型共同生活介護事業所	18	3	53,406
地域密着型特別養護老人ホーム	29	3	86,043
介護付きホーム	100		98,900
合計			256,151

3 スケジュール(予定)



4 債務負担行為

小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特別養護老人ホーム及び介護付きホームの開設準備に対する補助において、補助事業者が行う施設整備工事が令和8年度までの期間を要するため、それに伴う開設準備に対する補助金についても債務負担行為を設定する。

令和7年度	令和8年度	合計
千円 0	千円 256, 151	千円 256, 151

※ 令和7年度に交付決定を行い、令和8年度に補助金の交付を行う。

5 財源内訳

事業費	財 源 内 訳			
	国庫支出金	県支出金 ※	その他	一般財源
千円 256, 151	千円 —	千円 256, 151	千円 —	千円 —

※ 長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金(10/10)

債務負担行為		期 間	限 度 額 (設 定 額)
ページ	事 項		
340～341	高齢者福祉施設整備事業費補助 (小規模多機能型居宅介護事業所)	令和7年度から 令和8年度まで	千円 79,200

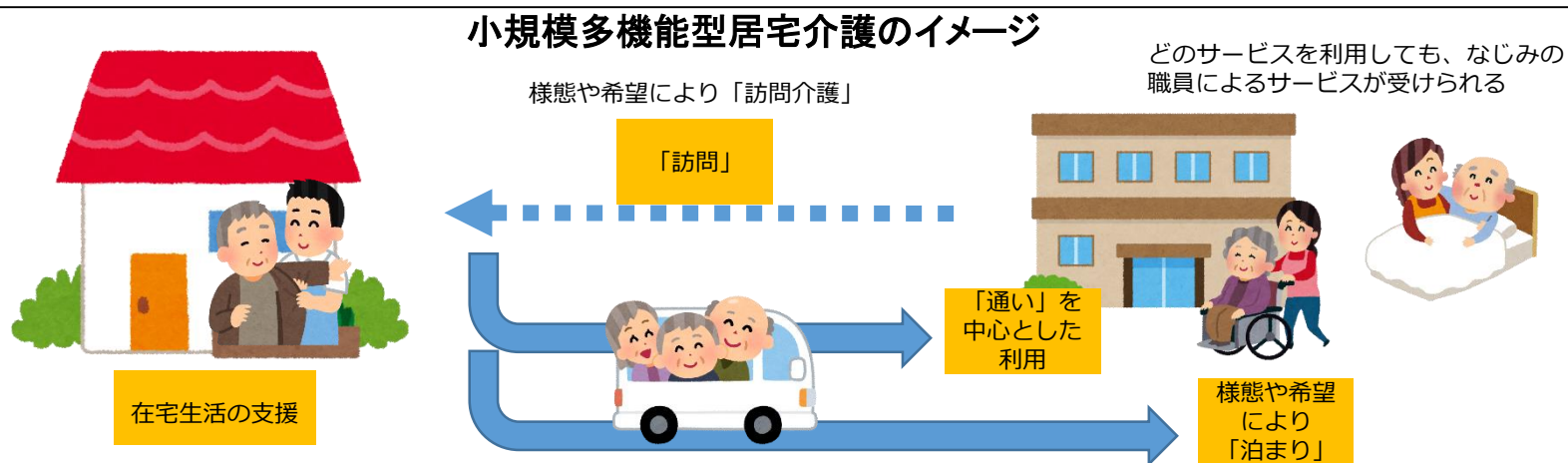
1 概 要

高齢者が介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、小規模多機能型居宅介護事業所の整備に対し、県補助金を活用して補助を行うことにより、地域密着型サービスの充実を図る。

第9期介護保険事業計画(R6～R8年度)における整備計画数 3事業所 債務負担行為設定は2事業所分
(※1事業所選定済み)

(参考)小規模多機能型居宅介護の概要

「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供することで、在宅生活の継続を支援する。



2 補助内訳

補助単価 1施設あたり39,600千円(上限)

施設種別	整備予定数 (施設)	補助額 上限
小規模多機能型居宅介護事業所	2	千円 79,200

3 スケジュール(予定)

令和6年度	令和7年度	令和8年度
◆公募 ◆2月議会当初予算	◆地域密着型サービス等 事業者選定審査会 ◆交付申請 ◆交付決定 ◆入札準備等	施工 ◆実績報告 ◆開設

4 債務負担行為

小規模多機能型居宅介護事業所の整備に対する補助において、補助事業者が行う施設整備工事が令和8年度までの期間を要するため、債務負担行為を設定する。

令和7年度	令和8年度	合計
千円 0	千円 79, 200	千円 79, 200

※ 令和7年度に交付決定を行い、令和8年度に補助金の交付を行う。

5 財源内訳

事業費	財 源 内 訳			
	国庫支出金	県支出金 ※	その他	一般財源
千円 79, 200	千円 —	千円 79, 200	千円 —	千円 —

※ 長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金(10/10)

債務負担行為		期 間	限 度 額 (設 定 額)
ページ	事 項		
340～341	高齢者福祉施設整備事業費補助 (認知症対応型共同生活介護事業所)	令和7年度から 令和8年度まで	千円 118,800

1 概 要

高齢者が介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、認知症対応型共同生活介護事業所の整備に対し、県補助金を活用して補助を行うことにより、地域密着型サービスの充実を図る。

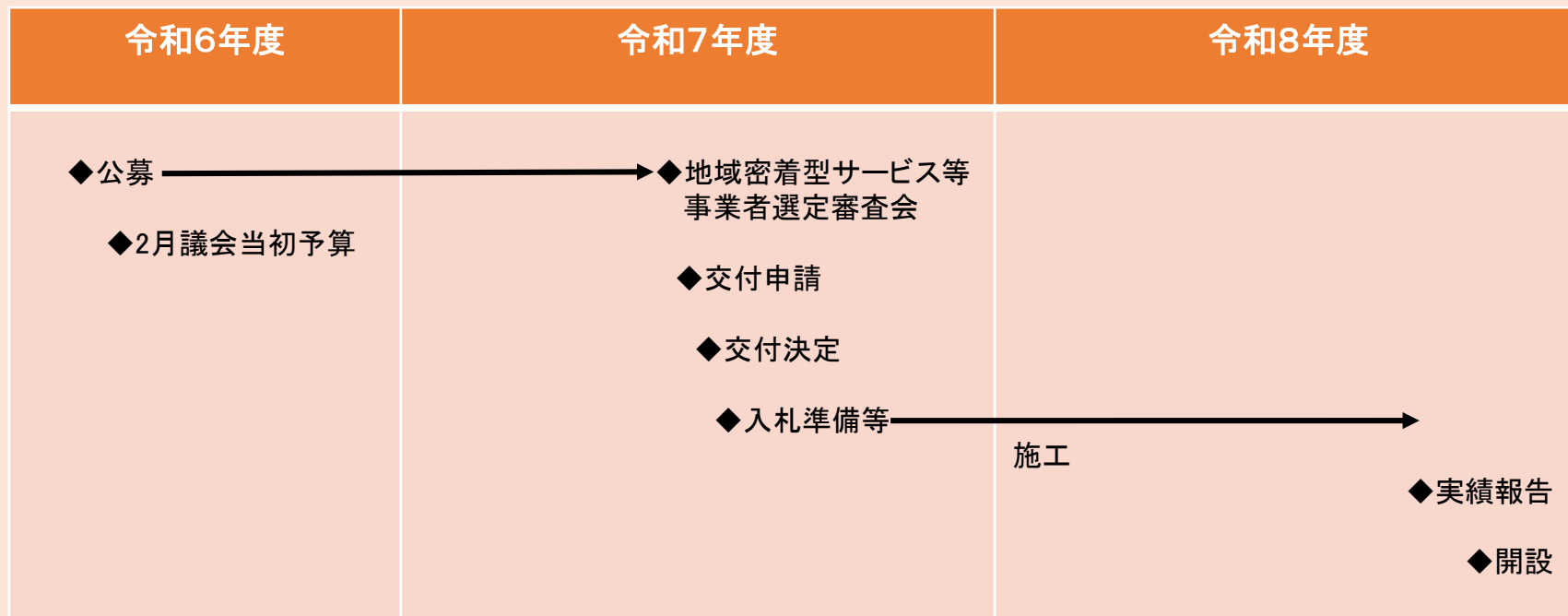
第9期介護保険事業計画(R6～R8年度)における整備計画数
3事業所(9人×2ユニット)

2 補助内訳

補助単価 1施設あたり39,600千円(上限)

施設種別	整備予定数 (施設)	補助額 上限
認知症対応型共同生活介護事業所	3	千円 118,800

3 スケジュール(予定)



4 債務負担行為

認知症対応型共同生活介護事業所の整備に対する補助において、補助事業者が行う施設整備工事が令和8年度までの期間を要するため、債務負担行為を設定する。

令和7年度	令和8年度	合計
千円 0	千円 118,800	千円 118,800

※ 令和7年度に交付決定を行い、令和8年度に補助金の交付を行う。

5 財源内訳

事業費	財 源 内 訳			
	国庫支出金	県支出金 ※	その他	一般財源
千円 118,800	千円 —	千円 118,800	千円 —	千円 —

※ 長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金(10/10)

債務負担行為		期 間	限 度 額 (設 定 額)
ページ	事 項		
340～341	高齢者福祉施設整備事業費補助 (地域密着型特別養護老人ホーム)	令和7年度から 令和8年度まで	千円 459,360

1 概 要

高齢者が介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、地域密着型特別養護老人ホームの整備に対し、県補助金を活用して補助を行うことにより、地域密着型サービスの充実を図る。

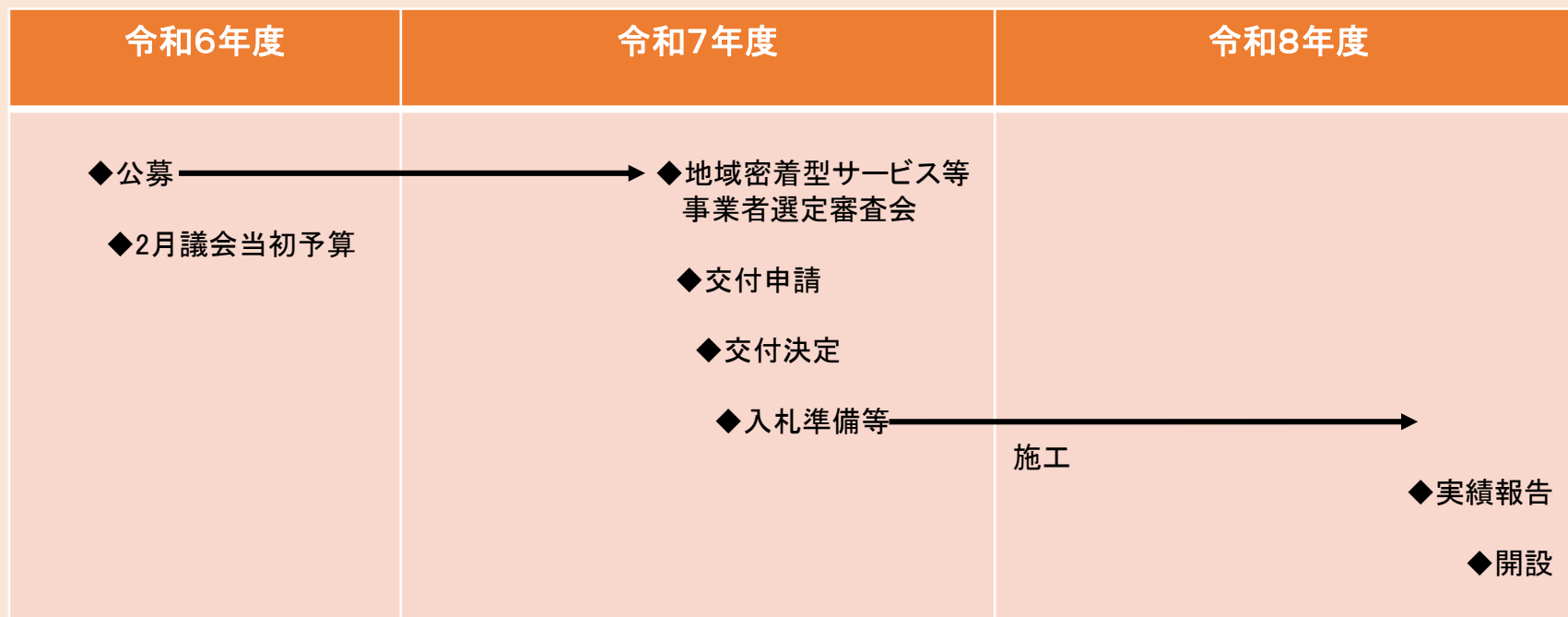
第9期介護保険事業計画(R6～R8年度)における整備計画数
87床分(29床×3施設)

2 補助内訳

補助単価 1床あたり5,280千円(上限)

施設種別	整備予定数 (床)	補助額 上限
地域密着型特別養護老人ホーム	87	千円 459,360

3 スケジュール(予定)



4 債務負担行為

地域密着型特別養護老人ホームの整備に対する補助において、補助事業者が行う施設整備工事が令和8年度までの期間を要するため、債務負担行為を設定する。

令和7年度	令和8年度	合計
千円 0	千円 459,360	千円 459,360

※ 令和7年度に交付決定を行い、令和8年度に補助金の交付を行う。

5 財源内訳

事業費	財 源 内 訳			
	国庫支出金	県支出金 ※	その他	一般財源
千円 459, 360	千円 —	千円 459, 360	千円 —	千円 —

※ 長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金(10/10)

予 算 説 明 書					事 業 名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
170～173	3 民生費	1 社会福祉費	10 住民税非課税世帯等に 対する臨時特別給付金費	1-1	物価高騰対応重点支援給付 金給付事業費(給付金)	千円 1,191,730

1 現 状(と課題)

物価高騰に対する支援策として、令和6年度に、納税義務者及び扶養親族等の人数に応じて、所得税で1人あたり3万円、住民税で1人あたり1万円の定額減税が実施された。その際、納税額が低く定額減税を十分に受けられない方に対して、定額減税を補足するための給付金(調整給付)を支給した。

ただ、令和6年の所得税額については令和6年中には確定せず令和7年になって確定されるため、所得の減少などに伴い**当初の調整給付の給付額では不足額が生じる場合が発生する。**

また、個人事業主の下で働く家族といった事業専従者などの方々の中には、**令和6年の定額減税や調整給付の対象外となっている方が存在する。**

2 対応方針

- (1)当初の調整給付で不足額が生じる場合に、不足額を給付する。
- (2)事業専従者など定額減税や調整給付の対象外であった方に対して給付を行う。

3 事業概要

(1) **不足額給付Ⅰ**(対象者数見込み:33,337人) **1,033,450千円**

令和7年の不足額給付時の調整給付所要額が令和6年の当初調整給付額を上回る方に対して、その差額を支給

(2) **不足額給付Ⅱ**(対象者数見込み:3,957人) **158,280千円**

青色事業専従者や事業専従者(白色)など、これまで定額減税や調整給付の対象外であった方に対して、1人あたり原則4万円を支給

(1)不足額給付Ⅰ + (2)不足額給付Ⅱ = **1,191,730千円**

◎不足額給付Ⅰの算定例…夫、妻(控除対象配偶者)、子(扶養親族)2人の4人家族の場合

(1)当初調整給付時における調整給付所要額

①所得税分

定額減税可能額
(3万円×4人)
120,000円

—

令和6年分**推計**所得税額
(減税前)
11,000円

=

① 所得税分
控除不足額
109,000円

②住民税分

定額減税可能額
(1万円×4人)
40,000円

—

令和6年度分住民税所得割額
(減税前)
27,000円

=

② 住民税分
控除不足額
13,000円

→調整給付所要額 ①**109,000円**＋②13,000円＝**122,000円**÷**130,000円**(1万円単位で切上げ)

(2)不足額給付時における調整給付所要額

①所得税分

定額減税可能額
(3万円×4人)
120,000円

—

令和6年分所得税額【実績】
(減税前)
2,000円(▲9,000円)

=

① 所得税分
控除不足額
118,000円

②住民税分

定額減税可能額
(1万円×4人)
40,000円

—

令和6年度分住民税所得割額
(減税前)
27,000円

=

② 住民税分
控除不足額
13,000円

→調整給付所要額 ①**118,000円**＋②13,000円＝**131,000円**÷**140,000円**(1万円単位で切上げ)

⇒ **不足額給付額 140,000円 — 130,000円 = 10,000円**

◎不足額給付Ⅱの対象者の要件

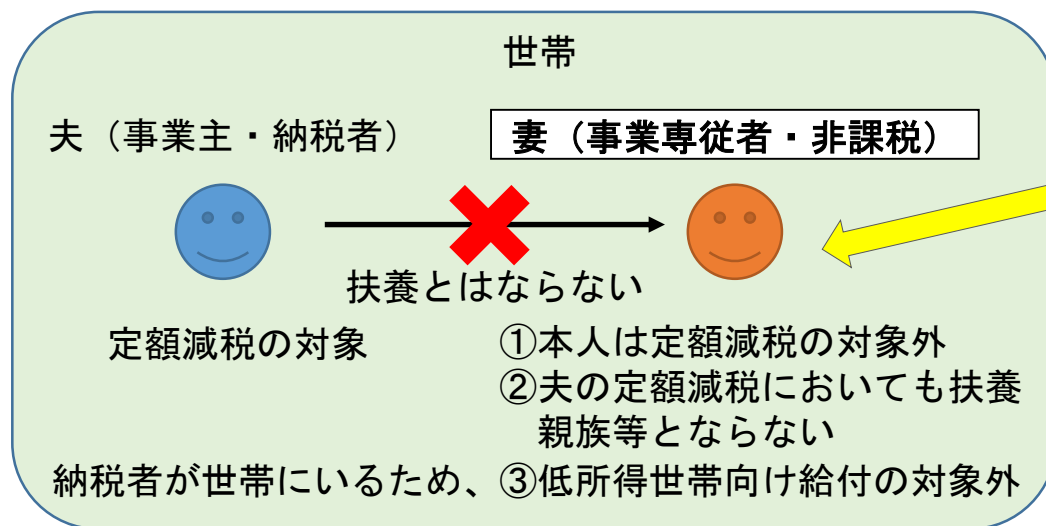
次の①～③の要件を全て満たす方が不足額給付Ⅱの対象者となる。

①所得税及び住民税所得割の定額減税前の税額が0円であり、本人として定額減税の対象外であること

②税制度上、「扶養親族」の対象外であり、扶養親族等として定額減税の対象外であること
例) 青色事業専従者
事業専従者(白色)
合計所得金額48万円超の方

③令和5年度から令和6年度に実施した低所得世帯向け給付金の対象世帯の世帯主や世帯員ではないこと

例)
事業専従者
に対して支給
する場合



妻（事業専従者）
に対し、令和7年
度に給付金（4万
円）を支給する。

4 スケジュール(予定)

	令和7年度						
	4月	5月	6月	7月	8～10月	11月	12月
準備期間							
コールセンター							
基準日		未定（6月上旬を想定）					
支給のお知らせ等発送							
申請期間							
支給期間							

※今後、国から発出される事務連絡等により、スケジュールが変動する可能性がある。

5 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 1,191,730	千円 1,191,730	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —

※物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 10/10

予 算 説 明 書					事 業 名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
170～173	3 民生費	1 社会福祉費	10 住民税非課税世帯等に 対する臨時特別給付金費	1-2	物価高騰対応重点支援給付金 給付事業費(事務費)	90,655 千円

1 概要

物価高騰対応重点支援給付金の支給実施に係る経費を計上するもの。

2 事業内容

区分	金額(千円)	主な内訳
報酬	2,452	会計年度任用職員報酬
職員手当等	1,312	職員時間外勤務手当
共済費	472	雇用保険料(会計年度任用職員分)
旅費	156	会計年度任用職員通勤費
需用費	1,011	消耗品、提出勧奨はがき(未提出世帯)の印刷製本費
役務費	14,964	郵送料、口座振込手数料 等
委託料	70,016	・コールセンター運営等業務委託(54,000千円) ※コールセンター業務・確認書等審査業務・窓口対応業務 ・システム改修等業務委託(8,900千円) ・確認書等作成・封入封緘業務委託(6,500千円)
使用料及び賃借料	272	OA機器借上料 等
計	90,655	

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金 ※	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 90,655	千円 90,655	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —

※物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 10/10